

2025（令和7）年度 自己点検・評価報告書

<2023（令和5）・2024（令和6）年度報告>

2026（令和8）年3月

ビューティ&ウェルネス専門職大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織	16
第4章 教育課程・学習成果	18
第5章 学生の受け入れ	35
第6章 教員・教員組織	43
第7章 学生支援	49
第8章 教育研究等環境	56
第9章 社会連携・社会貢献	62
第10章 大学運営	65
終章	72

序章

人々の価値観が多様化している現代社会においては、それぞれの人が価値を置く心身の美しさ、生活の質（QOL）がどのようなものであるかを適切に理解した上で、科学的に裏付けられたクライアントの要請に応えるサービスを提供できる人材が求められている。2023（令和5）年4月に開学したビューティ&ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）では、それまで学校法人ミスパリ学園が運営する専門学校で築いてきた教育基盤の上に、多様な側面からの研究を加え、従来の「美と健康サービス産業」＜注1＞のみならず、学際的視座からの研究を推進して科学的裏付けを強化した新たな成長産業である「ビューティ&ウェルネス産業」＜注2＞に対応できる、高度な知識と技術及び課題解決能力を有する専門職業人を養成するため、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の1学部1学科を設置した。

本報告書は、本学の開学から2年間（2023～2024年度）の教育研究活動の状況について、自ら点検・評価を行い、その結果をまとめたものである。

2023（令和5）年10月、本学の教育研究の質を保証するため、全学における内部質保証の推進を行う組織である「自己点検・評価委員会」を設置し、自己点検・評価活動を開始した。自己点検・評価活動を通じて明らかになった長所・特色を更に伸ばさせるとともに、課題・問題点を認識し、改善に向けて計画的に対応していくことで、それぞれの人が求める「心身の美と健康」の実現を支援し、健康寿命の延伸に寄与するとともに、日々の健康で幸せな生活を実現するためのコンサルティング支援を担うことができる新たな人材の養成に努力していく。

＜注1＞美と健康サービス産業とは、事業所や施設において美と健康サービスを提供する経済活動のこと。平成21（2009）年3月に経済産業省によって公表された「平成20年度『美と健康に関する技術者の人材育成のあり方に関する調査研究』報告書」において、「エステティック、アロマ・セラピー、スパ・セラピー、ボディ・リラクゼーションなど、美と健康に関する領域における施術を含む対顧客サービスが「美と健康サービス」と定義されている。

＜注2＞ビューティ&ウェルネス産業とは、従来の美と健康サービスを、ビューティ&ウェルネス（心身の美と健康を追求することによって生み出される、社会的な安定と幸福感）をもたらすことを根本理念とする多角的な研究によって、科学的エビデンスに基づく「ビューティ&ウェルネスサービス」として提供する経済活動のこと。

大学概況

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 2023（令和5）年 |
| (2) 所在地 | 神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番3号 |
| (3) 理念・目的 | ビューティ&ウェルネス専門職大学は、教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスパリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | ビューティ&ウェルネス学部
ビューティ&ウェルネス学科 |
| (5) 収容定員 | 788人（専門職学位（学士）課程） |

第1章 理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	ビューティ&ウェルネス専門職大学規程集
寄附行為又は定款	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
学則、大学院学則	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
履修要項・シラバス	https://bwpu.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス専門職大学学則第1条	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス学部	養成する人材像・3つのポリシー	https://www.b-.ac.jp/about/policy/
ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科	ビューティ&ウェルネス専門職大学学則第4条	https://www.b-.ac.jp/disclosure/
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人ミスパリ学園中期計画	学校法人ミスパリ学園中期計画書
備考：	

※関係法令：私立学校法第148条第2項

第1章 理念・目的（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

＜評価の視点＞

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

本学を運営する学校法人ミスパリ学園の歴史は、その前身であるミス・パリエステティックスクールを開校した1990（平成2）年に遡る。当該スクールでは、それ以来18年に亘って、プロとしての誇りと確かな技術をあわせ持つセラピスト＜注3＞の養成に努め、2008（平成20）年4月に学校法人ミスパリ学園として認可を受け、ミス・パリエステティック専門学校名古屋校（現：ミス・パリ・ビューティ専門学校名古屋校）を開校した。その後、2010（平成22）年4月に開校したミス・パリ・ビューティ専門学校では、セラピストの養成に加え、厚生労働大臣指定美容師養成施設として美容師の養成を開始した。ミスパリ学園は創設以来、「美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成」を教育理念とし、理論に裏付けられた実践を通して、国内はもとより、海外でも活躍できる人材を養成することを目指し、現在では、本学の他、ミス・パリ・ビューティ専門学校及びミス・パリ・ビューティ専門学校大宮校を運営している。

本学の目的については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学則」（以下「学則」という。）第1条に「ビューティ&ウェルネス専門職大学は、教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスパリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成することを目的とする。」と定めている。

さらに、設置する学部・学科の教育目的として、学則第4条第3項に「ビューティ&ウェルネス学科では、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人を養成する。そして、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の課題を深く理解し、これら諸課題を解決するための中核的な役割を担える力を養う。さらに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を育て、社会に送り出す。」と定めている。この教育目的を達成することにより養成しようとする人材は、「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」であり、学部・学科の教育目的と養成する人材像は連関しているといえる。

<注3>セラピストとは、エステティシャン、アロマセラピスト、スパセラピスト、ネイリスト等の施術サービスを担う技術者の総称。

- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

学則は、本学のホームページで公表され、本学の目的を周知しているといえる。さらに、入学直後の全学生が履修する、本学の特色を知り、自らの将来をイメージしながら学生が在学期間を有効に過ごすための導入的授業である「ビューティ&ウェルネス入門」において、本学開学の趣旨を学び、ビューティ&ウェルネスについて理解を深め、産業界における自らの未来を描くことができるようにしている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

2022（令和4）年、理事会において策定した「学校法人ミスパリ学園中期計画」によって、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度の6年間を対象とした本学の運営方針が定められた。中期計画において、「内部の質保証」「教育課程・学習成果」「学生の受入れ」「教員・教員組織」「学生支援」「教育研究等環境」「社会連携・社会貢献」「大学運営」の8大項目・32小項目について方針を示している。今後、「ビューティ&ウェルネス専門職大学中期計画」を策定し、前述の本学の目的や学部・学科の教育目的や学園の中期計画を実現していく予定である。

- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

「学校法人ミスパリ学園中期計画」の進捗及び検証については、本学が学年進行中であるということもあり、道半ばであるといえる。策定予定である「ビューティ&ウェルネス専門職大学中期計画」に基づき、各部署で具体的で実現可能な施策を検討していく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、2019（令和元）年度に始まった新しい制度である「専門職大学」として設立され、ビューティ&ウェルネスという新たな分野において教育・研究活動を進めていることから、本学の認知度を高めるためには、独自性のある取り組みが必要である。前述のとおり、本学の目的や学部・学科の教育目的については、ホームページ等で周知を図り、着実に理解され始めてはいるものの、喫緊の課題として、中・長期的な計画を策定し、教職員に対して、具体的な指針や施策を示し、その実現に努めなければならない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

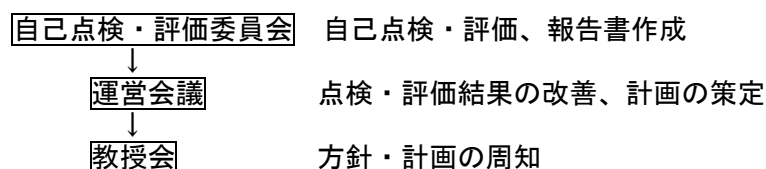
本学の目的や学部・学科の教育目的や養成する人材像等を適切に設定し、学内外に明示している。しかしながら、その実現に向けて、将来を見据えた中・長期的な計画その他具体的な施策が設定されていないことから、本学が目指す方向性を示すとともに実現可能性を担保するためにも、自己点検・評価を通じた進捗の確認が必要である。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針	ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施等の体制に関すること。 自己点検・評価の項目に関すること。 自己点検・評価の結果の取り扱いに関すること その他自己点検・評価に関わる必要事項。
	名簿（URL・印刷物の名称）
	自己点検・評価委員会名簿
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。
《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
遵守事項	設置の趣旨・目的等が生かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究するという大学の目的、さらに専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開するという専門職大学の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。	認可時	教職員に向けて、本学の設置の趣旨及び社会的意義について理解を深めるFD活動を行うとともに、学生に向けて入学式後のオリエンテーションにおいて、本学設置の経緯、教育理念、3つのポリシー等を記載した学生便覧を活用し、詳細に説明した。 1年次開設科目を着実に実施し、学生に体系的・総合的に広い知識と専門的能力を修得させる。特に、前期配当科目「ビューティ&ウェルネス入門」では、“ビューティ&ウェルネス”について理解を深め、ビューティ&ウェルネス産業界における自らの未来を想像させることで、本学の設置の趣旨や目的、養成する人材像を学生に理解させる。(5)(6)(7) 専門職大学である本学が、理念や目的に照らして自らの教育	設置計画履行状況報告書

		<p>研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うため、自己点検・評価報告書の作成を開始した。令和6年度に組織された「自己点検・評価委員会」では、まず「自己点検・評価チェックリスト」を作成し、設定した項目に対して自己点検チェックを行い、総評をホームページで公開した。令和7年度中には、自己点検・評価報告書を作成し、公開する予定である。その後、将来的な外部認証評価機関の受審に向けて、学外評価委員会を立ち上げ、外部評価報告書の作成を目指す教育面では、担当教員の変更を除けば、概ね設置計画どおり履行している。教育環境の整備としては、令和5年度に学内売店及び学生食堂の設置、令和6年度に講義室・トイレ・共用スペース等の改修工事を行った。</p> <p>研究面では、令和7年度、科研費は2件の採択を受けている。研究環境の整備としては、多くの外部研究費を獲得するため、間接経費の半額を研究者に配分したり、全学的な研究力を高めるため、研究紀要を作成したりしている。令和6年度には、ビューティ&ウェルネスに関する研究活動を行い、関連する施設・設備・専門知識を学内研究者および学生に提供するため、学内に共同実験室を設置した。</p> <p>運営面では、教育研究水準の向上や活性化のため、随時、必要な各種規程や委員会を整備している。中でも教授会は、設置計画ではその構成員を教授・准教授としていたが、令和7年度からは構成員を全教員に変更したことにより、大学全体の教育研究に関する重要事項について、教員全体の意見が反映されやすくなり、大学の理念・目的を実現するための公正かつ民主的な運営に繋がることとなる。(7)</p>	
--	--	---	--

<p>遵守事項</p>	<p>教育課程連携協議会の適切な運用等により、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に基つき、時宜に応じた教育課程が、将来にわたって持続的かつ効果的に編成されるとともに、その教育水準を一層向上させるよう努めること。</p>	<p>認可時</p>	<p>教育課程連携協議会を設置した。また、同協議会の開催に向けて、学生の授業評価アンケートやピアレビュー等の準備を進めた。(5) 令和6年3月24日に第1回教育課程連携協議会を開催した。同協議会の第2回開催に向けて、準備を進めている。(6) 令和6年10月29日に第2回教育課程連携協議会を開催した。(7) <協議事項> ①令和8年度に新設予定のビューティサイエンス学科(仮称)について ②企業実習Ⅰ(1年次の後期)及び企業実習Ⅱ(2年次後期)の実施状況について ③令和6年度における授業評価アンケート結果について ④令和5年度の自己点検・自己評価について ⑤設置計画履行状況調査について</p>	<p>設置計画履行状況報告書</p>
<p>指摘事項(改善)</p>	<p>教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。</p>	<p>令和5年度</p>	<p>収容定員充足に向け、以下のような方策を実施している。(6) ・近隣及び希望のあった高校の進路担当教員に向けた対面及びオンラインの説明会を実施し、本学の教育内容の周知を諮っている。 ・在学生の出身校に、教職員と学生とで訪問し、顔馴染みの高校教員に対して本学の趣旨や教育・研究体制をより明確に知って頂き、さらに出前授業等を提案し、実施した。 ・オープンキャンパスの内容を再検討し、受験生が本学により興味を抱くような魅力的なプログラムを構築し、実施した。 ・入試広報課職員による本学近隣(一都三県)の高等学校訪問を行ってきた。さらに、地方の高等学校まで範囲を拡大し、本学の存在と設置の意義の周知に努めている。 ・学生目線での本学独自の魅力をインスタグラム等で発信するため、在学生有志による学生募集チーム BEWS(ビューズ)を組織した。 ・大学案内に加え、高校生やそ</p>	<p>設置計画履行状況報告書</p>

			の保護者に向けた入試関連情報や本学の教育内容などを分かりやすく伝えるための広報誌の発行や WEB 配信を企画した。	
指摘事項 (改善)	教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。	令和6年度	収容定員充足に向け、昨年度からの取り組みを引き続き実施し、さらに以下のような取り組みを実施する。(7) <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの留学生への学生募集活動を強化し、定員確保の一助とする。あわせて、一定の日本語能力を有する留学生を受け入れるための体制を構築する。 ・社会人や短大・専門学校卒業生への学生募集活動を強化し、3年次編入を促進することで、定員未充足の補填を図る。 ・現行の入学者選抜制度の検証を行うとともに、今後の在り方について再検討する。 ・通信制高校へのアプローチを強化し、入学実績のある通信制高校については指定校の指定を検討する。 ・オープンキャンパスの開催時期及びイベント内容の大幅な見直しを行い、高校2年生への働きかけを着実に行うことにより、出願・受験に結びつける。 収容定員充足率の適正化を図るため、入学定員及び収容定員の変更を行った。(令和6年12月26日学則変更届提出)令和7年度より、入学定員を234人から194人(3年次編入学定員6人は変更なし)に変更したことに伴い、収容定員は948人から788人(変更完成時・令和10年)に変更となった。(7)	設置計画 履行状況 報告書

備考：
※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL※	該当なし
改善報告書検討結果 URL※	

備考：

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
ビューティ&ウェルネス学部 ビューティ&ウェルネス学科	ビューティ&ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会 名簿
備考:	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 5 条、専門職大学設置基準第 10 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
入学者の選抜	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況	該当なし
[※]専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
財務情報	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考:	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	未公表
学位の取得状況	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
学生の成長実感・満足度	未公表
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	未公表
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	該当なし
FD・SDの実施状況	未公表
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	該当なし
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証（本文）

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、内部質保証体制として、2023（令和5）年10月に自己点検・評価委員会が設置され、自己点検・評価と内部質保証の推進を図ることとなった。2024（令和6）年12月には、「ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針」が策定され、大学の目的や学部・学科の教育目的の実現に向け、教育研究の質を向上させるため、内部質保証を推進することを方針としている。本方針では、内部質保証の実施体制として、内部質保証統括責任者である学長のもと、内部質保証を担う内部質保証推進責任者についても定めている。全学的な観点で自己・点検評価を担う組織を「自己点検・評価委員会」とし、また、本学の教育研究における内部質保証に関する業務を担う者として、学科長を内部質保証実施責任者に置き、各委員会及び事務組織と連携して、教育及び研究における内部質保証を推進することと規定している。

<ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針>

ビューティ&ウェルネス専門職大学の教育及び研究、組織及び運営、並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む。（第1条）

内部質保証を実施する責任者は次のとおりとする。（第2条）

（1）内部質保証統括責任者

内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う者として、内部質保証統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

(2) 内部質保証推進責任者

統括責任者を補佐し、分野ごとに内部質保証に関する業務を推進する者として、内部質保証推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。推進責任者は、所掌する業務の部局長等をもって充てる。推進責任者は、自己点検・評価委員会及び所掌する委員会等と連携して、内部質保証を推進するとともに、統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講じ、統括責任者へ報告する。

(3) 内部質保証実施責任者

本学の教育研究における内部質保証に関する業務を担う者として、内部質保証実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、学科長をもって充てる。実施責任者は、推進責任者及び各組織と連携して、教育及び研究における内部質保証を推進する。

・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針」において、内部質保証推進責任者を学部長と定め、自己点検・評価委員会及び所掌する委員会や事務組織と連携して、内部質保証を推進することとしている。具体的には、FD・SD委員会が企画・実施する授業評価アンケートを全授業に行い、その結果の検証、学生からの意見に対するフィードバックを実施している。また、現在、本学は学年進行中のため未実施であるが、卒業予定者に対して卒業時アンケート、既卒者に対して卒業生アンケートを実施して、教育の質の向上を図ることとしている。

・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

「ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針」において、自己点検・評価の実施時期は、認証評価受審時期を勘案しつつ、自己点検・評価の対象の特性に応じて適切に定めるとしており、今回の報告書作成が2023（令和5）年の本学開学以降、初めての自己点検・評価となる。

・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

自己点検・評価結果については、有識者から構成される外部評価委員会による評価を実施する予定であり、客観性・妥当性を担保する。

・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、開学間もないため、認証評価機関による第三者評価を未受審である。

本学開学時及び設置計画履行状況調査の際に、文部科学省より指摘があった事項及びその対応については、設置計画履行状況報告書で報告している。特に、設置計画履行状況調査に対して、本学開学以降毎年度、「教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。」の指摘事項（改善）が付されており、収容定員未充足への対応は大きな課題となっている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学ホームページにおいて、学校教育法、学校教育法施行規則及び私立学校法等の関係法令に基づき、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表している。

- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

学生の学習実態、学習上の成果についての公表については、現在、検討中である。学生調査、卒業生の就職実績、資格取得者数等について公開を予定している。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

今回の報告書作成は、2023（令和5）年の本学開学以降、初めての自己点検・評価となることから、その結果を鑑みて改善・向上に取り組んでいく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学の目的や学部・学科の教育目的の実現に向け、内部質保証を継続的・恒常的に機能させるべく、「ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針」を策定しているが、今回の自己点検・評価の結果を受けて、方針や手続きについて再検討する予定である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

内部質保証は、本学の教育が適切な水準であることを自らの責任で説明・照明する必要があることから、自己点検・評価を通じて結果を検証・改善し、本学の発展のために継続的・恒常的な取り組みとするよう努力していく。

第3章 教育研究組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

＜評価の視点＞

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、「教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスパリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成すること」を目的とし、学則第1条に規定している。また、学部・学科の教育目的を、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」とし、学則第4条に定めている。本学は、この大学及び学部・学科の教育研究目的を達成するため、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の1学部1学科を設置している。

ビューティ&ウェルネス学科は、「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」を付与する学科であり、分野は保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）である。学科の他の教育研究組織としては、ビューティ&ウェルネス専門職大学附属図書館と附置研究組織であるビューティ&ウェルネス研究所を置いている。

ビューティ&ウェルネス研究所は、学則第6条の規定により設置され、本学の教育・研究方針に基づき、ビューティ&ウェルネスを学問分野として確立並びに同産業界発展のため、本学開学前の2020（令和2）年より活動している。美容や癒しに関する科学的な知見を立証するとともに、ビューティとウェルネスが人々の人生の豊かさや幸福感、すなわち、QOLの向上にどのように関連するかを医学、美学、社会学、生活科学など様々な分野から総合的、学際的に研究することにより、ビューティ&ウェルネスに関する学術理論を構築し、学問分野としての確立並びに同産業界の発展に寄与することを目的としている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

教育研究組織に関わる事項については、理事会が、志願者状況、社会的ニーズ、経営状況等をもとに審議し、学部・学科の設置・改組・廃止について決定している。

本学は、2023（令和5）年度に開学し、ビューティ&ウェルネス学部にビューティ&ウェルネス学科を設置したが、後述のとおり、開学年度・2年目と大幅な定員未充足となったことから、収容定員充足率の適正化を目的として、入学定員及び収容定員の変更を行った。

ビューティ&ウェルネス研究所（所長：副学長）については、美容や健康に関する研究発表の場であるとともに、定期的に多彩なゲストスピーカーを招聘して、ビューティ&ウェルネス研究会を開催しており、講演会記録としてこれまで3巻を発行している。

・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、2023（令和5）年度の開学時、入学定員234人、3年次編入学定員6人、収容定員948人のビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科を設置した。しかしながら、開学年度・2年目と大幅な定員割れとなったため、収容定員管理の適正化のため、2025（令和7）年度から、入学定員194人（△40）、3年次編入学定員6人、収容定員788人（△160）に変更した。さらに、2026（令和8）年度に美容師養成課程である「ビューティサイエンス学科」の新設の検討を開始した。学科の新設にあたり、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の高等学校の在学学生（高校2年生）を対象に進学意向調査、企業を対象に採用意向調査を実施し、学生を十分確保できると判断している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学及び学部・学科の教育研究目的の達成に向けて、まずは収容定員の充足が重要な課題であると認識している。「ビューティ&ウェルネス産業界の発展に寄与する専門職大学」であることの認知を広げるための更なる広報活動が必要であり、急速に変化している社会的ニーズに迅速かつ的確に対応し、教育研究組織に関わる事項について、全学的に積極的な情報提供・分析・検証を推進していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができる人材であるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材を養成するため、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科を設置した。

2026（令和8）年度に新設するビューティサイエンス学科では、既設のビューティ&ウェルネス学科で培ってきた学術的研究を深化させ、教育方法をさらに充実させた教育体制を構築する。そのうえで、これまでに美容師が担ってきたヘアスタイリングやメイクアップなどの技術の高度化と、職業人としての企画力や研究・開発力の強化を図る。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
ビューティ&ウェルネス学部	https://www.b-w.ac.jp/about/policy/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実 習または 実技の単 位数	左記のう ち臨地実 務実習科 目	
ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科	27	79	22	4	40	20	学則別表 1・2
備考：							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位数計算 [*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称	
2学期制	15週	90分	学生便覧	
備考：				
単位設定				
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)		規程(条項)	URL・印刷物の名称
講義・演習	45時間(15時間)		学則第31条	https://www.b-w.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/a5f3f9b2b2d545707f3c30af96d7abc1.pdf 学則
実習	45時間(15時間)			
備考：				

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定 [*]

学部・学科名、 学年等	履修登録 単位の 上限値	期間	成績優秀者 への緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科		1年間	○	2期連続してGPA3.5以上の者	—
備考：					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名 (研究科は学位課程別)	卒業・修了要件単位数	既修得等 (注)の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス学部ビ	132	60	https://www.b-w.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/04/a5f3f9b2b2d545707f3c30af96d7abc1.pdf 学則

備考：

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 42 条の 8 及び第 42 条の 9、専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、大学院設置基準第 16 条、第 16 条の 2 及び第 17 条、専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条及び第 29 条

注：[学士]大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）

[専門職大学]専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）

[修士・博士]大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合わせた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合わせた上限値）

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
ビューティ&ウェルネス学部	GPA のほか、卒業時アンケートの状況を、推移を含めて確認する。(予定)	なし（卒業生なし）

備考：

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
ビューティ&ウェルネス学部	2025（令和 6）年度自己点検・評価委員会	外部評価報告書

備考：

第4章 教育・学習（本文）

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。

本学の目的は、「教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスバリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成すること」であり、ビューティ&ウェルネス学科では、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」を教育目的とし、その卒業生に対して、「ビューティ&ウェルネス学士（専門職）」の学位を授与することとしている。

この教育目的を達成するため、本学開学時に「3つのポリシー」を策定し、ホームページや学生便覧等で公表している。このうち、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針、DP）については、以下のとおり定めている。

<ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）>

ビューティ&ウェルネス学科では、教育目的に基づき、所定の単位を修得し、以下に定める能力を持つ者に対し、ビューティ&ウェルネス学士（専門職）の学位を授与する。

- DP1. ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養や職業倫理観を備えている。
- DP2. 現代社会における多様な価値観を理解し、コミュニケーション能力とホスピタリティ能力をもって、他者と信頼関係を築くことができる。
- DP3. 修得した基礎的な医学知識をもって、個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進することができる。
- DP4. 個人の価値観やニーズに合わせて、ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術を身につけている。
- DP5. 経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる。

・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

ディプロマ・ポリシーに示す能力を備えた人材を養成するための具体的な教育上の特色として、以下の5点を掲げている。

- (1) 価値観が多様化する現代社会で通用する教養を養う教育
- (2) コミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う教育
- (3) ヘルスプロモーションを実践するための知識と技術を養う教育
- (4) ビューティ&ウェルネスサービス業の基本的知識と技術を養う教育
- (5) ビューティ&ウェルネス産業界の発展に貢献できる能力を養う教育

従来、企業や専門学校で行われてきたビューティ&ウェルネス産業の即戦力のセラピストとなるための技術中心の教育ではなく、理論と技術の両面から構築された教育課程によって、理論に裏付けられた実践力を養成するための教育を行うことで、ビューティ&ウェルネス産業の発展に貢献できる高度な専門職人材を養成する。付与する学位名称については、専門職大学においては、学問分野ではなく、職業・産業分野を適切に表す名称とする必要があり、卒業後に、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業といったビューティ&ウェルネス産業界で活躍できる能力を備えていることを端的に表現するものとしており、適切であると言える。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

＜評価の視点＞

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開設。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

本学では、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針、CP）を以下のとおり定め、ディプロマ・ポリシーと適切に連関させている。

＜カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）＞

専門職大学の制度の趣旨に則って、理論を重視した専門知識と職業的実践能力を修得し、新たな価値創造を担う人材を養成するために、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を体系的かつ有機的に組み合わせ、段階的に履修できるような教育課程を編成・実施する。

学修の成果は、授業科目の特性、授業形式を踏まえ、シラバスに記載された評価方法に従い、到達目標の達成状況を適正に評価するとともに、GPAを用いて教育課程における学習達成度を客観的に評価する。

CP1. ビューティ&ウェルネスサービスを担う多様な職種の人々と協働するためのコミュニケーション能力及び協調性を身につけ、社会におけるウェルネスの実現

に貢献できる専門職業人として必要な幅広く深い教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための科目を配置する。

- C P 2. 現代社会における多様な価値観を理解し、個人が理想とする美しさと健康の実現への支援に主体性を持って取り組み、多様な人々に対応できるコミュニケーション能力とホスピタリティ能力を養う科目を配置する。
- C P 3. 個人の健康寿命延伸に向けたヘルスプロモーション活動を推進するための基礎的な医学知識を修得する科目を配置する。
- C P 4. ビューティ&ウェルネスサービス施設において、個人の価値観やニーズに合わせてサービスを提供するための知識と技術を修得する科目を配置する。
- C P 5. ビューティ&ウェルネスサービス施設において中核的な役割を果たす人材として活躍するための経営・マネジメントを学び、ビューティ&ウェルネス産業の振興に貢献するための課題発見力と問題解決力を養う科目を配置する。

ビューティ&ウェルネス学科では、専門職大学設置基準に則して、授業科目を「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の教育課程に編成している。専門職大学制度の趣旨を踏まえ、知識・理論を養う科目と実践力を養う科目とのバランスを考慮しながら、それぞれを学年進行とともに段階的に着実に身につけるよう、「基礎から応用」「理論から実践」のプロセスを基本として学修する教育課程を編成し、学生個々人の持つ将来の進路や目標に対する責務を果たせるよう学士課程の教育を行っている。学修成果の評価については、各授業科目の学修内容、修得する知識・能力、到達目標、成績評価の方法・基準をシラバスにより学生に周知し、それに則した厳格な成績評価を行っている。

教育課程編成にあたっては、ビューティ&ウェルネス産業において、生涯に亘り自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養成するための基礎科目、ビューティ&ウェルネスサービス施設で実施される具体的サービス（トリートメント）をめぐる医学的知識やサービスの背景とサービス向上のための技術を修得するための職業専門科目、ビューティ&ウェルネス産業を、ウェルネス産業を構成する重要な分野と位置づけ、新たなサービスや職域を生み出す能力を養成する展開科目、修得した知識や技術等を総合し、それぞれの学生が専門性と実践的かつ応用能力を総合的に向上させる総合科目という段階を踏んだ4つの科目分類を設け、それぞれの授業科目を配置している。これによって、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材像に到達するための総合的かつ専門職業人としての能力と技術を修得することを可能にしている。

ア. 基礎科目

基礎科目は、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担う姿勢や豊かな人間性及び職業倫理を涵養することを目標とし、「キャリア教育」「言語とコミュニケーション」「人間と文化」「自然科学と社会」の4領域で構成している。学生の人格形成の根幹となるものであり、教育目標や養成する人材像を達成するための第一歩となることから、すべての科目を1・2年次に配当している。専門職業人として必要となる総合的な判断力や、豊かな人間性を涵養するとともに、自主的勉学の意欲を高めることも目的としている。配置した21科目のうち12科目を必修科

目とし、選択科目は、学生各自が履修計画を組み立てることで、興味に応じた学修を可能としている。

「キャリア教育」領域には、自身の職業的自立を促すことを目的とした3科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネス産業で活躍しようとする意思を持ち、社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい職業倫理観」(DP1)を備えさせる領域である。「ビューティ&ウェルネス入門」「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を必修科目とし、専門職業人として基盤となる物事の見方を学年進行に合わせて、段階的に学ぶことができる。「ビューティ&ウェルネス入門」は、本学開学の趣旨を学び、ビューティ&ウェルネスについて理解を深め、ビューティ&ウェルネス産業界における自らの未来を描くための授業である。入学直後の学生を対象として、本学の特色を知り、自らの将来をイメージしながら学生が在学期間を有効に過ごすための導入的授業である。「キャリアデザインⅠ」は、いわゆる初年次教育の位置づけとして、大学で学習を進めるために求められる基礎スキルを修得し、社会人として将来の目標を立てるための知識と方法を学ぶ。2年次の「キャリアデザインⅡ」で職種研究、業界研究の方法を学び、学生の将来設計のためのキャリア教育を行う。学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養うことで、組織に依存するのではなく、自律的に考え、行動できる専門職業人・社会人となる力も育つ。

「言語とコミュニケーション」領域には、コミュニケーションを円滑にすることを目的とした6科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)と「現代社会における多様な価値観を理解し、他者と信頼関係を築くためのコミュニケーション能力」(DP2)を身につける領域である。接客を行うセラピストにとって、クライアントの望むサービスを聴取し、多様化した「美しさ」を理解するために必要不可欠な能力であるコミュニケーション能力を備えるため、コミュニケーションの基本を学ぶ授業科目として、「コミュニケーション論」「コミュニケーション演習」を必修科目として配置している。また、外国語科目として、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を必修科目とし、セラピストに必要な基本的な語学力を身につけることができる。さらに語学力を高めたいと考えている学生を対象として、選択科目「英語Ⅲ」「中国語入門」を配置し、インバウンド需要に対応したコミュニケーション能力を培うことを可能としている。

「人間と文化」領域には、人の多種多様な価値観や考え方について理解することを目的とした5科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに示す「社会におけるウェルネスの実現に貢献できる専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につけ、「現代社会における多様な価値観を理解する」(DP2)領域である。人と人との関係においては、心の通いあった円滑なコミュニケーションが求められるため、多様な異文化を知り、情報伝達における心のあり方、手段・方法等について学ぶ必要があることから、その基礎となる「心理学」を必修科目として配置する。この他、美の造形を学び体験し、それを日本の文化や美術工芸との対比において理解する「比較芸術論」、身体表現とはどのようなものを身体、運動、表現、コミュニケーションの観点から学ぶ「身体表現論」、華道・茶道を通しておもてなしや美学を学ぶ「伝統文化演習」、男らしさ、女らしさ、多様性の視点から、人はどのように生きるべきかを考える「ジェンダーとダイバーシティ」を選択必修

科目として配置している。

「自然科学と社会」領域には、職業専門科目、展開科目及び総合科目を学修するうえで必要な教養を身につけることを目的とした7科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに示す「専門職業人として相応しい教養」(DP1)を身につける領域である。職業専門科目で基礎医学を学ぼうえでその基本となる「生命科学」「化学」、展開科目で経営学を学ぼうえで最低限必要となる知識として「経済学」を必修科目として配置している。また、大学での学修や研究のための基本的な知識・技術として必要となることから、「データサイエンス入門」を必修科目としている。その他、選択必修科目として、世界の各地域における対立、協調、連携等について学ぶ「国際関係論」、日常生活に様々な角度から法が関わっていることを理解し、社会で活躍するために必要な法的知識・思考力を身につける「法学概論」、複雑な社会問題を的確に把握・解明して、解決策立案能力を身につけていく「現代社会論」を配置し、展開科目を学修する前に、基礎となる教養を学ぶことができるようにしている。

イ. 職業専門科目

職業専門科目は、現代社会における美容・健康の在り方を理解し、それらを具現化するビューティ&ウェルネスサービスに対する知識と技術を体系的に修得することを目標とし、「基礎医学とヘルスプロモーション」「心身の美の追求」の2領域で構成し、「基礎医学とヘルスプロモーション」には22科目、「心身の美の追求」には32科目の計54科目を配置している。

「基礎医学とヘルスプロモーション」領域では、人体に直接触れる職種であるセラピストが、医学的基礎知識や公衆衛生を基盤として、個人の健康状態を科学的に分析し、健康の維持・増進をサポートできる能力を養成するために必要な授業科目を配置している。ディプロマ・ポリシーに示す「個人の健康の維持・増進に寄与するヘルスプロモーション活動を推進」(DP3)するために必要な身体の働きや皮膚の構造、栄養、運動などの知識を身につけさせるために重要な科目であり、配置する22科目のうち15科目を必修科目としている。必修科目としては、ヘルスプロモーションの意義を学び、その推進のためのセラピストの役割を知るため、ヘルスプロモーションの基本的な概念を学ぶ「ヘルスプロモーション概論」「ヘルスプロモーション各論(事例検討とシミュレーション)」を1年次に配置し、総合的な健康観であるウェルネスを涵養する。また、セラピストが医学的根拠に基づき、理論的に施術を行うための基礎となる授業科目として、人体の個々の器官、臓器の基本構造やその役割について学ぶ「人体構造学」、細胞や組織、器官が持つ機能を個別に学ぶ「生理学」、皮膚やその付属器官について、構造、機能及び反応といった視点から理解する「皮膚科学」、化粧品、医薬部外品の分類である薬用化粧品、石けん類など化粧品類について、その定義、成分と製造法、品質、機能などについて学修する「化粧品学」、生体を構成する成分の構造と機能、食物から摂取された栄養素が酵素によりどのように分解され、生きるためのエネルギー物質やからだを構成するののかについて学修する「生化学」も1年次に配置している。これらの授業科目を履修し、人体の構造や機能についての知識を深め、段階的にヘルスプロモーション推進のための知識や技術を学修できるよう、2年次に五大栄養素を中心にその生理学的な機能、欠乏症、過剰症などに

ついて学ぶ「栄養学」、自然及び社会的環境が健康に影響を与える各種の要因を理解し、健康を保持・増進するための方策を学ぶ「衛生学・公衆衛生学」、3年次に疾患の病態生理、診断・治療法の基礎について、セラピストに最低限必要な医学的知識を学ぶとともに、ウェルネスを発展的に涵養する「リスク管理、ウェルネス推進のための臨床医学的基礎」、セラピストが職業上必要とされる実践的な救急処置の基本を修得する「救急法」、人が運動するときの神経系・筋肉系・骨格系・呼吸循環器系の機能を理解する「身体運動学」、運動時の生理機能を理解し、運動によって起こる様々な身体の変化、適応について学ぶ「運動生理学」、人それぞれの年齢や体力、美容やダイエットなどの目的に合わせた適切且つ、効果的な正しい運動指導方法を修得する「運動指導演習」、学内で学修した運動指導の知識を活かし、現場での指導補助を体験する「企業実習Ⅳ（運動指導実習）」を配置している。選択科目として、人体の機能が異常をきたし、病気となる原因について学ぶ「病態生理学」、老化のメカニズムと抗老化について学ぶ「アンチエイジングの科学」、温泉療法などの代替医療について学ぶ「統合医療論」を配置している。また、「フィットネス実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目を設定し、卒業後にフィットネスジム等で働くセラピストを目指す学生が、健康運動実践指導者資格を取得するために必要な単位となっている。

「心身の美の追求」領域では、エステティックを中心にセラピストに必要な専門の知識と技術及び接客の知識と技術を身につけるための授業科目を配置している。主にディプロマ・ポリシーに示す「ビューティ&ウェルネスサービスを提供するための知識と技術」(DP4)を修得することを目標とし、配置する32科目のうち、特定非営利活動法人日本スパ・ウェルネス協会認定ビューティセラピスト資格を取得するために必要となる科目を含む24科目を必修科目としている。必修科目としては、セラピストに必要な専門の知識を身につけるための授業科目として、1年次に必修科目「トリートメント基礎理論Ⅰ・Ⅱ」を配置し、エステティックの基礎となる内容について学修する。2年次に「トリートメント応用理論」を配置し、施術の理論について理解を深めることができるようにしている。また、その理論と技術を結びつけるための実践的知識を学ぶ「トリートメント技術の理論と方法」を配置し、実習科目の履修時に「理論と実践」を体系的に学修できるよう工夫している。3年次に「トリートメント品質管理論」を配置し、1・2年次の講義科目で学修した内容を活かし、サロン運営も含めた臨地実務実習を効果的に実施するための方法を学ぶことができる。これらの学修した知識に関連付けて専門の技術を身につけるための授業科目として、1年次に「ボディトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「メイクアップ実習Ⅰ」「ネイルデザイン実習Ⅰ」を配置し、トリートメントの基本的な動作について実習により学ぶ。2年次に「ボディトリートメント実習Ⅱ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」「メイクアップ実習Ⅱ」を配置し、トリートメントの技術を向上することができる。セラピストとして必要な技術修得の総まとめとして「トリートメント総合実習」を4年次に配置している。接客の知識と技術を身につけるための授業科目として、2年次に「ホスピタリティ論」「ホスピタリティ演習」「カウンセリング論」「カウンセリング演習」「プランニング実習」を配置し、ビューティ&ウェルネスサービス施設において、カウンセリング・提案・指導するための方法を学ぶ。なお、「フェイシャルトリートメント実習Ⅰ」「フェイシャルトリートメント実習Ⅱ」において、セラピストが行うフェイシャルトリートメントは、美容師が行う美顔施術とは、その目的、

方法及び対象が異なることを授業内容として教育するとともに、「メイクアップ実習Ⅱ」において、美容師法で規制されている業務範囲を理解し、セラピストと美容師との業務の区別について、授業内で適宜教育している。選択科目としては、多様なビューティ&ウェルネスサービスについて学ぶことを目的として、ネイルデザインの応用技術を学ぶ「ネイルデザイン実習Ⅱ」、嗅覚と香り分子に関する基礎知識と、香りによる心理的効果を理解する「アロマセラピー演習」、自然療法、伝統療法、運動や食事指導なども含めたホリスティックケアを学ぶ「ホリスティックセラピー実習」、ダイエットに特化した知識と技術を学ぶ「ボディトリートメント実習Ⅲ」、美の本質、基準、価値など美しさについて学ぶ「美の変遷と展望」、個々の色のイメージ、組み合わせ、感情効果など色彩に関する知識を学ぶ「色彩学」、ヘアアレンジや着付けをトータルで仕上げる基礎的技術を身につける「ファッションコーディネート実習」、トータルビューティに関連する知識と応用を実習を通して学修する「トータルコーディネート実習」の8科目を配置し、学生の興味に合わせて履修できるようにする。セラピストの業務に関係する各種資格取得のために履修が必要な授業科目や学生自らの関心や興味に合わせて履修することができる。なお、「基礎医学とヘルスプロモーション」領域の「フィットネス実習Ⅰ・Ⅱ」「ネイルデザイン実習Ⅱ」は、選択必修科目として配置している。

臨地実務実習及び連携実務演習等については、1年次から4年次に毎年次配置し、学生が主体的に学習に取り組む態度を養っている。1年次の「企業実習Ⅰ（早期体験実習）」では、学習に対する意欲を早い段階から高めることを目的に、ビューティ&ウェルネスサービス施設で見学実習を行い、ビューティ&ウェルネスサービスの現場、働く人々を見学し、仕事の流れや内容を知り、セラピストという職業の理解を深める。2年次の「企業実習Ⅱ（接遇実習）」では、学内授業で身につけた接遇の知識や技術をもとにそれを実践し、接客技術を向上させるとともに、現場でのクライアントとの対話を実際に体験することで、クライアントの多様性や求める「美しさ」に対する理解を深め、セラピストのコミュニケーションの実際を知る。3年次の「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」では、学内で修得したメイクアップの知識と技術について、現場で体験することで、メイクアップの意義について学ぶ。同じく3年次の連携実務実習「トリートメント実践実習」では、1・2年次に修得した知識や技術を具体的かつ实际的に理解し、より実践的な技術を身につけるため、学内の施設において学生たち自身が模擬的にサロン運営を行い、学生たち自身で提供する施術内容を検討、決定し、予約の受付から施術の提供、お見送りまでの一連の提供を実践し、商品や備品の管理など運営に関する業務も学び、連携実務演習「品質管理演習」では、クライアントやサロンが求める品質の基準を知り、この品質管理と品質の向上をするために必要となる能力を身につけることを目的とし、フロアコントロール、スタッフコントロール、空間コントロール、コストコントロールの4つのコントロールの基本を身につける。4年次の「企業実習Ⅳ（総合実習）」では、学内授業での学修により修得した知識とスキル及び1年次から3年次までの臨地実務実習及び連携実務演習等の経験を踏まえ、理論に裏付けられた専門技術についてより実践的な深い理解を育み、卒業後に理論に裏打ちされた技術を備えたセラピストとしての能力を備えたことを確認することとする。

ウ. 展開科目

展開科目は、専門職業人としての能力を活かし、その職域を広げようとすることを目標として、「経営の基礎」「ビューティ&ウェルネス産業の振興」の2領域に授業科目を設定している。本学を卒業し、セラピストとして企業等に就職しても、早期にビューティ&ウェルネスサービス施設のリーダーや管理職を務め、又は自ら起業することが想定され、その際には、組織の進むべき方向性を主導し、その実行のための人材マネジメントを行う等、経営・マネジメントの素養が求められる。ディプロマ・ポリシーに示す「経営・マネジメントの素養を身につけ、ビューティ&ウェルネス産業界が抱える課題を発見し、解決に向けて具体的な提案をすることができる」(DP5)能力を養成する領域となっている。

「経営の基礎」領域は、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営やマネジメントに必要な基本的な知識を修得することを目的とし、経営学の基礎を学ぶ「経営学概論」を始め、経営に必要な不可欠な授業科目として、財務会計やファイナンス分野の基礎を学ぶ「ファイナンスの基礎」、人が企業社会の中で多様なキャリア形成を通じて多様な職業能力を獲得することの意義と方法、課題について理解する「人材育成論」、経営組織の構造とプロセスについて、リーダーシップや経営資源として変化する人に焦点を当てて、組織の安定的な活動について理解し、多面的に考察する力を磨く「経営組織論」、マーケティングの体系について事例紹介を含めて総合的に学び、PDCAやベンチャー起業の実践を学ぶ「マーケティング論」、これからの社会に求められている企業経営の在り方を実現していくための知見を修得する「経営戦略論」の6科目を必修科目として配置している。

「ビューティ&ウェルネス産業の振興」領域は、「経営の基礎」領域で修得した経営における基礎理論をもとに、ビューティ&ウェルネス産業を、ウェルネス産業を構成する重要な分野と位置づけ、創造的な役割を担うための知識を身につけることを目的とした当該産業界の特性を踏まえた授業科目を配置している。ヘルスケア産業の実態を学ぶ「ヘルスケア産業論」を始め、サービス産業で注目される利益を生み出すためのサービスのシステム化について学ぶ「サービス科学の基礎」、ビューティ&ウェルネス産業界で問題視されてきた消費者問題について学ぶとともに、セラピストと美容師や理容師など特定の資格を有する者のみが行うことができる業務と区別するための関連法令を学ぶ「消費者生活論(関係法規を含む)」、事例を参考にしてビューティ&ウェルネスサービス施設における経営・マネジメントを学ぶ「サロンマネジメント演習」、マーケティングの知識をもとに企業に利益をもたらす製品やサービスの開発について学ぶ「商品企画論」の5科目を必修科目として配置している。選択科目としては、国内外での産業界動向や起業家としての考え方や精神力を学び、商品販売や企画力など売り上げにつながる方法を身につける「起業論」、地域の現状や課題について様々な事例を挙げて検証しながら、地域産業が活性化するためには何が必要なのかを学修する「地域産業活性化論」、訪日外国人市場において求められる価値や事業化に必要な課題を発見する力を養う「インバウンド論」、国内外のウェルネスツーリズム最新動向や地域資源をウェルネス資源として新しく高付加な価値を生み出す方策を学ぶ「ウェルネスツーリズム論」、消費者の購買行動の心理的变化や社会心理学的メカニズムを理解する「消費者心理論」、様々なメディアのうちWebなどに使用されるコンピュータ上でのメディアデザイン設計と映像メディアを中心に学

び、コンテンツ制作の基本技術を学ぶ「ウェブメディア演習」、ビジネスの現場で効果的なプレゼンテーションを行うための基本知識と実践力とプレゼンテーションを成功に導くためのマネジメント能力を修得する「ビジネスプレゼンテーション演習」、商品や技術の開発やその効果を検証する方法を理解し、発想力を身につける「商品開発と効果検証」、海外のビューティ&ウェルネス産業の実態を自らの目で確かめることができる「海外研修」の9科目を配置し、新たな価値を創造し、ビューティ&ウェルネス産業の発展に寄与するために必要な経営的知識について、学生の興味や将来展望に合わせて学ぶことを可能としている。

エ. 総合科目

総合科目は、教育課程の授業科目の履修や教育課程外での様々な活動も含めて学生が身につけた資質・能力が、専門職業人として最小限必要な資質・能力として有機的に統合され形成されたかについて、大学が自らの養成する人材像や到達目標に照らして最終的に確認することをそのねらいとする“まとめの科目”として、必修科目「総合演習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。授業形態は、個別の学生の問題意識に応じるため、学生10人前後のゼミナール形式で実施する。自らの問題意識に基づいて研究することを通じて、これまでの修得してきた知識と技術の体系化をはかり、職業における創造性を身につけることを可能にする。3年次後期に担当する「総合演習Ⅰ」では、研究の進め方や方法の基本について学ぶとともに、研究テーマについて整理し、4年次前期に担当する「総合演習Ⅱ」では、具体的な研究計画をもとに研究を進め、最終的には、研究発表・卒業論文というかたちでこれまでの学修成果をまとめ、専門職業人としての素養が身につけられていることを確認することができる。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。

授業形態は、講義、演習、実習の授業形態で実施するが、いずれの授業においても、学生の自主的、積極的な参加を奨励することによって、教員の一方的な授業にならないよう心がけている。そのため、教員は学生を十分に理解して、教育内容や教育方法を工夫に努め、教員・学生の共同によって創りあげる授業を目指している。

講義の授業科目は、学生自らが学習課題を設定し、学習目標・課題解決の方法を明らかにしたうえで、情報収集・分析を行い、問題解決のプロセスを修得する問題解決型授業を意識した授業を行っている。この授業展開を通して問題発見・解決能力、思考能力を養い、自己教育力の向上、生涯学習能力、コミュニケーション能力等の養成を図る。講義を聴くだけでなく、学生の知的好奇心を刺激し自己学習により学びが深められるようグループ討議、フィールドワークや体験型の授業を積極的に取り入れている。

演習・実習の授業科目は、ビューティ&ウェルネスサービス施設で提供するサービス（トリートメント・接客・カウンセリング・提案・指導等）のできる総合力を養う専門教育及び臨地実務実習等を体系的に編成しており、学修した知識や技術を速やかに実践できるよう、少人数グループを構成して担当教員と学生が質疑応答を行いやすい状況を設定し、具体的助言を行っている。グループでディスカッションを行う際に、教員が各グループを巡回することにより、グループのディスカッションの内容に応じた具体的な質疑応答を行っている。学内実習の科目では、ペアを基本とし、ペアの構成は、効果的な学修を行うために、多種多様なクライアント対応をすることを想定して行っている。実際を模した環境のもとでグループにて実行する際に、教員が各グループを巡回し、学生が模擬クライアントとセラピストに分かれて技術の練習を実施している場面を確認している。実行することによって生じた疑問に対する質疑応答を行うとともに、手法の手順等について誤りがあれば、その場で教員が手本を見せ修正を行っている。理論と実践の関連を基盤とした実践活動ができるよう、一部の科目については実技に基づく実技理論の時間を設けている。なお、グループは、授業内容など、必要に応じて再構成を行っている。

- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

本学の授業は、すべて対面形式を原則としており、ICTを利用した遠隔授業を提供していない。

- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

授業は、専門職大学設置基準の規定に従い、1クラス40人以下のクラス単位で行っている。なお、基礎科目の言語とコミュニケーション領域「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」と人間と文化領域「伝統文化演習」については、教育効果を考慮し、1クラスを最大20人に設定している。「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」については、入学時に実施する「プレースメントテスト」の結果により、クラス分けを実施している。

1年間の授業期間を前期、後期の2セメスターとし、1年間に登録できる履修単位数は

原則として48単位を超えないものとしている。過度な授業出席時間を軽減するために登録できる単位数に上限を設け、その分、学生の自発的な学習時間を確保することを目的としている。学生が能力を超えた過剰な登録を行ったり、いわゆる「保険」として登録することを防ぎ、選択科目の履修登録者数の適正に管理している。

シラバスの作成については、担当部署である学務・キャリア支援課から担当の教員に依頼している。学生が、教育内容を理解できるよう、授業を受けるための準備学修、授業時における理解、授業後の自己学修などの手引きとして、シラバスを効果的に活用している。このため、FD・SD委員会において、全学的にシラバスの記載事項の改善について審議している。

履修指導については、学生が高度の専門性を有したセラピストを目指し、主体的で高い学習意欲を持ち、授業に積極的に取り組めるようにしている。具体的には、クラス担任(専任教員)が、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたっている。また、学務・キャリア支援課とも連携し、随時学習面・生活面等の相談・指導ができるようにしている。なお、クラス担任は、学年主任1名と1クラス(学生40人)ごとに1名を充てており、クラスごとに学生が教員と交流し、的確な助言が得られるようにしている。学生の学習ニーズに合った指導、学習到達度を確認しながら一人ひとりの学生の学習支援や指導をしている。事前学習を積極的に行えるようアドバイスし、提示された課題に対して、どこをどのように修正すればよくなるか適切に助言するなど、学習の仕方を具体的に指導する。個々の学生をしっかりと観察し、学生が必要なときに教員に適切な指導が受けられるように、各教員はオフィスアワーを設けている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。

授業ごとに設定され、シラバスで公表されている成績評価の方法に従って評価を行い、単位を認定している。各授業科目の成績評価については、授業目標の到達度を示すものであり、学生の不利益にならないよう配慮している。評価の区分については、以下のとおり。

区分	評点	判定	内容
A	90～100点	合格	目標を十分に達成できた
B	80～89点	合格	目標の大部分は達成できた
C	70～79点	合格	目標の基本的な部分は達成できた
D	60～69点	合格	目標の最低限は達成
F	0～59点	不合格	目標の最低限も未達成

A～Dの成績を取得した学生に該当科目の単位を認定している。

あわせて、GPA制度（グレード・ポイント・アベレージ制度）を導入している。GPA制度の導入の目的は、厳格な成績評価を行うことにより、適切な履修指導を行うため、また、優秀な成績を修めた学生に特典を与えることにより、学生の学習意欲を刺激するためである。学期ごとにGPAを算出し学生と教員が学習達成度を確認し、学生自身が自己の学力を考えながらGPAを保持するための学習計画を立てられるようにしている。GPの付与については、授業科目ごとに以下の基準により成績を評価し、学期ごとに行っている。GPに単位数をかけて不合格の単位数も含めた履修登録単位数でわることでGPAが算出される。

評価区分	評点	判定	GP
A	90～100点	合格	4.0
B	80～89点	合格	3.0
C	70～79点	合格	2.0
D	60～69点	合格	1.0
F	0～59点	不合格	0.0

詳細については、学生便覧に記載し、学生に明示している。なお、GPA2.0未満の者に対して担任教員が学習指導を行い、3期連続して1.5未満の場合、成業の見込みがないものとして退学を勧告することができる。また、2期以上連続してGPA3.5以上の者に対しては、学力に余裕あるものとして、1年間に登録できる制限単位数を超えた履修登録を認めることができるものとする。また、大学等における修学の支援に関する法律において、入学2年目以降の支援対象者の基準として、GPAが上位2分の1以上であることを必要とし、GPAが下位4分の1以下に属した場合は支援の廃止を警告し、2期連続して警告に該当する場合は支援の廃止となる。

- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。

成績評価は、各授業科目の試験・レポート・課題・授業への参画状況等を総合的に判断して行い、その評価基準についてはシラバスに明示している。なお、定期試験は出席不足（総授業回数の3分の2未満）・学費未納・履修未登録では受験できないことを学生便覧に記載している。成績評価に疑義がある場合は、所定の期間内に学務・キャリア支援課に申し出て、必要に応じて成績修正が検討される。

- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

既修得単位の認定については、学則第35条に定めており、本学の学生が入学前に他大学等において履修した授業科目について取得した単位のうち、教授会が認めたものについては、60単位を超えない範囲で既修得単位として取り扱っている。

- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。

卒業要件については学則第43条、学位の授与については学則44条の規定に基づき、本学に4年以上在学し、所定の授業科目について単位数（132単位）を取得した学生について、教授会の議を経て、卒業を認定し、学位（ビューティ&ウェルネス学士（専門職））

を授与するとしている。

- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

学則第44条第2項において、「学位の授与に関し必要な事項は別に定める。」と規定されているものの、いわゆる学位規程が規定されていないことから、完成年度までに策定する必要がある。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。

学習成果を把握・評価する方法として、前述のとおり、GPA制度（グレード・ポイント・アベレージ制度）を導入している。GPA制度の導入の目的は、厳格な成績評価を行うことにより、適切な履修指導を行うため、また、優秀な成績を修めた学生に特典を与えることにより、学生の学習意欲を刺激するためである。学期ごとにGPAを算出し学生と教員が学習達成度を確認し、学生自身が自己の学力を考えながらGPAを保持するための学習計画を立てられるようにしている。

- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学習成果を把握・評価する指標や方法としてGPAを導入してはいるものの、ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果の評価方法として適切であるかどうかの検証が必要である。学習成果の評価は、単なる知識や技術の習得にとどまらず、思考や表現、態度といった多様な側面に亘る総合的なアセスメントに基づく必要があり、例えば、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）の策定などを検討する必要がある。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。

本学は、現在、学年進行中であり、原則、教育課程の大幅な変更は難しい状況ではあるが、完成年度を見据えて、教育課程及びその内容、方法については、毎年度自己点検・評価を実施し、その検証に努める必要がある。そのため、教育課程の再編に関して、教務委員会のもとにカリキュラム検討小委員会のようなワーキンググループを設置して、検討を開始する予定である。

・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。

課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果については、卒業時アンケートを実施して、その結果を活用する予定である。

学生調査については、2025（令和7）年度から本格実施する「全国学生調査」の結果を利用して、本学学生の実態や意識や他大学との比較分析を踏まえた教育改善に活用し、学生一人一人が「何を学び、身に付けることができたのか」を振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにすることや、卒業後の社会における自らの姿を考える上での一つの契機とすることとする。

資格試験の取得状況については、本学が取得を推奨する資格について、キャリア支援センターにおいて把握しており、教育課程の改善のための指標として用いる。

・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。

本学は、専門職大学設置基準第11条により、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会規程」を定め、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教育課程連携協議会」を設置しており、次の者をもって構成している。

ア. 学長が指名する教員その他の職員として、ビューティ&ウェルネス学部長を任命する。

イ. 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活躍するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものとして、特定非営利活動法人日本エステティック機構事務局長を任命する。

ウ. 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者として、横浜市都筑区区政推進課課長を任命する。

エ. 臨地実務実習その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者として、(株)シェイプアップハウス人事部長を任命する。

オ. 本学の教員その他の職員以外の者で、専門職大学及び専門職教育の教学マネジメントに精通する者として学長が必要と認めた者として、社会情報大学院大学実務教育研究科長を任命する。

教育課程連携協議会の構成員の任期は、原則1年間とするが、構成員の更新や変更等の必要が生じたときは、速やかに適正な経験と実績のある教員や産業界の実務家等を、協議会の構成員や教授会が協議の上、配置している。

教育課程連携協議会は、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。原則として、定例開催は年1回とする。ただし、必要に応じて開催するものとする。

ア. 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

イ. 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

教育課程連携協議会で議論された事項は、構成員である学部長から運営会議に報告され、必要に応じて、教務委員会において教育課程の見直しについて検討、結果を運営会議に報告し、運営会議は教授会に議題として提出するかどうかを審議する。

・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

今回の自己点検・評価の結果を活用し、今後、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、大学の目的及び学部・学科の教育目的、養成する人材像、3つの方針等に則って、順次性・体系性のある教育課程が編成されている。一方で、現在学年進行中であり、まだ卒業生を輩出していないことから、その検証が不十分である。また、学習成果の把握方法や学位授与の方針が明確になっておらず、早急な改善が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、専門職大学という新しい制度のもと、「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOL向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」を養成し、「ビューティ&ウェルネス」という新たな学問体系の確立という使命を負っている。そのためには、教育課程及び学修活動が最も重要な事項であることは言うまでもなく、本学は様々な問題を改善しながら、その活性化に向けて取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス学部	https://www.b-w.ac.jp/admission/application/
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス専門 職大学入学者選抜規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学規程集
備考：	

第5章 学生の受け入れ（本文）

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科は、高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、「ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」を教育目的としており、これを踏まえて、以下のとおり、「アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針）」を設定している。

入学者の受け入れにおいては、以下のような知識・能力・態度を有した人を選抜することを基本方針（アドミッション・ポリシー）とする。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することができる方法とする。

- AP1. 入学後の修学に必要な高等学校卒業相当の基礎学力を有している人（知識・技能）
- AP2. 周囲の人々とのコミュニケーションを大切にし、多様な価値観を尊重しながら、主体的に考え、実践に向けて努力できる人（コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力）
- AP3. ヘルスプロモーションの視点から、人々の豊かな生活に資することを意識し、専門的な知識と技術を身につけようとする人（目標を持って主体的に学ぶ能力）
- AP4. ビューティ&ウェルネス産業で活躍するセラピストを志し、高い学習意欲を持って、資格取得に積極的に取り組むことができる人（高い意欲を持って目標達成に取り組む態度）
- AP5. ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営に興味を持ち、新たなビジネスの実現にも意欲を持っている人（広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度）

- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項、本学ホームページ等で公表しており、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力等として、「知識・技能」「コミュニケーション力・思考力・判断力・表現力」「目標を持って主体的に学ぶ能力」「高い意欲を持って目標達成に取り組む態度」「広い視座から、新しい試みに挑戦しようとする態度」の5項目を明示している。

入学試験は、「ビューティ&ウェルネス専門職大学入学者選抜規程」(第3条)において、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入学選抜、社会人選抜により行うことが規定されており、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力等を多面的・総合的に評価することができる方法となっている。入学希望者に求める水準等の判定方法については、学生募集要項において、入学試験の種別ごとに配点を公表し、何を評価するかどうかを示している。

- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

本学における入学者選抜を公平、公正に実施するため、入学試験及び入学試験に関する広報に関する事項を総括して処理する組織として、入試委員会を設置しており、「ビューティ&ウェルネス専門職大学入試委員会規程」において、以下の事項について任務を行うと定められている。

- (1) 入試の実施に関する重要事項の審議
- (2) 入学者選抜要項等の審議
- (3) 入試の学力検査実施教科・科目等の審議
- (4) 入試の出題・採点に関する基本方針及び出題・採点委員の審議・決定
- (5) 入試の合否判定及び入試特待生の審議・決定
- (6) 学生募集計画の策定及び実施に関すること
- (7) 入試及び学生募集の広報に関すること
- (8) 大学と高等学校等との接続及び連携推進方針の企画・立案及び連携事業の実施に関すること
- (9) その他、入学者選抜、学生募集及び高大接続に関する重要事項に関すること

- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

「ビューティ&ウェルネス専門職大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定し、教職員全員に配布の上、考え方や対応について周知している。入学試験や入学後の授業等において特別な配慮を必要とする受験生については、事前相談を受け、対応することを学生募集要項に明示している。

- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

入学者選抜の事務担当である入試課において、広報課と協力しながら、志願者に対して情報提供を行っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。
- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

2023（令和5）年に開学した本学の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は、以下のとおりとなっている。

<入学定員充足状況>

区分	2023年度	2024年度	2025年度
入学定員	234人	234人	194人
入学人数	149人	130人	127人
充足率	63.6%	55.5%	65.4%

<収容定員充足状況>

区分	2023年度	2024年度	2025年度
収容定員	234人	468人	668人
在学生数	149人	259人	384人
充足率	63.6%	55.3%	57.4%

2023（令和5）年度の開学時の収容定員は、入学定員234人、3年次編入学定員6人の合計948人であったが、収容定員充足率の適正化のため、2025（令和7）年度、入学定員194人、3年次編入学定員6人の合計788人に変更したことにより、収容定員の未充足については、わずかに改善した。

さらなる収容定員未充足への対応として、2026（令和8）年度4月、ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の定員振替により、ビューティ&ウェルネス学部にビューティサイエンス学科（入学定員40人、収容定員160人）を設置し、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理するよう努める。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・ 学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生の受け入れ状況の点検・評価については、学生募集に関わる事項については、広報課が担い、入試制度の見直しや入試の実施については入試委員会が担っている。

- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

収容定員の適正化については運営会議で審議しており、理事会承認の下、定員の変更を適宜行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

入試委員会においては、アドミッション・ポリシーを反映して、学生募集要項の作成、入学者選抜における実施・審査体制の審議が行われ、大きな問題はなく実施されている。課題は、収容定員の未充足であり、志願者・入学者・在学生の情報等を共有・分析し、本学の価値を高めるための施策を検討する必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の喫緊の課題となっている収容定員充足率の適正化を目指すため、以下のような取り組みを実施していく。

ア 学科の新設（2026（令和8）年度）（予定）

美と健康をさらに広い視野から捉え、人々の心身の幸せを支援するために、国家資格である「美容師」の資格を取得したいとの要望が在学生や受験生、その保護者、エステティック等の分野で働いている人々から多数寄せられている（7,000人規模でのアンケートを実施中）。また、在学生の一部（約30人、在学生の約13%）が本学園に併設されている専門学校（通信教育課程 修業年限3年 学費約100万円）に入学（ダブルスクール）し、美容師の取得を目指している。それらの学生たちの経済的負担や時間的負担を軽減して、希望を叶える後押しをするためにも、新たに「ビューティサイエンス学科」を設置することとしている。

多様な価値観の上に成り立つ現代社会において、美容業界には、表面的な美の提供にとどまらず、科学的裏付けを持ち、安全面に十分に配慮されたサービスを提供することが求められている。そういった社会的要請に基づき、新たに設置する予定の「ビューティサイエンス学科」では、保健衛生学に基盤を置いた既設のビューティ&ウェルネス学科で培ってきた学術的研究を深化させ、教員組織とカリキュラム及び教育方法をさらに充実させた教育体制を構築する。そのうえで、これまでに美容師が担ってきたヘアスタイリングやメイクアップなどの技術の高度化と、職業人としての研究・開発力の強化を図る。

さらに、既設の「ビューティ&ウェルネス学科」と連携し、心身の美の追求を通して、人々の心豊かな生活と健康寿命の延伸の実現を図るとの理念の下で、多様な基礎科目の学習を通して、皮膚・毛髪や全身の状態、食や運動、心の状態、化粧品と化粧品、色彩心理などについての知識を総合的・学際的に習得させる。そして、体質に合わない染毛剤やパーマ液、化粧品などによる毛髪の疲弊や皮膚のかぶれなどの事故を回避し、安全性に十分な配慮をしたうえで、顧客が満足して自己実現を達成できる専門的技術とサービスを提供できる専門職業人を育てることを目指している。これらの知識と技術をマネジメントできる力を身に付けて、この業界を牽引する力を獲得するとともに美容業界に新たな価値を創造し、イノベーションを実現できる能力を習得させることを教育目的としている。

このように、一学部二学科体制を敷くことにより、美と健康に関心の高い受験生の多様なニーズに応えることができるものと考えている。また、既設学科の入学定員減（△40人、2025（令和8）年度～）及び学科新設に伴う入学定員の振替減（△40人、2026（令和9）年度～）により、入学定員の充足率の向上にも大きく寄与すると考える。

具体的には、ビューティ&ウェルネス学科の入学定員を40人振り替えることにより、学科の設置届出を行い、2026（令和8）年度に、美容師養成を目的としたビューティ&ウェルネス学部にビューティサイエンス学科（仮称）を設置する。新設する学科の入学定員は40人、収容定員は160人とし、本学の学部学科の構成は以下のとおりとなる。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
ビューティ&ウェルネス学部	ビューティ&ウェルネス学科	154	6	628
	ビューティサイエンス学科（仮称）	40	—	160
合計		194	6	788

イ 現行の学生確保のための取組

本学では、広報課が中心となり、以下のような広報・PR活動を行っている。

a 大学PR

大学案内、ホームページ、進学媒体紙及び進学情報サイトを中心に、授業内容、取得資格、入学試験、学費及び就職情報等について明示し、受験対象者及び高等学校に周知している。南関東地区だけでなく、全国から学生を積極的に募集するため、WEBを活用した広報活動を積極的に展開している。ホームページだけでなく、LineやInstagramといったSNSを利用し、ユーザーと双方向での情報共有も行っている。本学の特徴や取り組み、イベント情報等を掲載している。

b オープンキャンパス

年4回（3・5・7・8月）に大規模な企画でオープンキャンパスを開催し約700人が参加している。その概要は、入学を検討している受験生に対して、職業体験及び授業体験のできる機会を提供し、本学の学びに興味をもってもらうとともに、参加者の質問に個別で答えるなど、個々人に対して詳細な説明を行っている。

また、ご家族からは奨学金や授業料等の無償化に関連する「高等教育の修学支援新制度」について質問が多数寄せられている。なお、各種イベントに関してはアンケートを実施し、よりニーズを反映した運営を行っている。

c 高等学校訪問

高等学校訪問については、コロナ禍における高等学校訪問活動（延べ1,507校）には及ばないが、本学の入学者の傾向を考慮し、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）を中心に、2023年度では590校（うち、首都圏訪問数362校(61.3%)）、2024年度（4月～12月）では561校（うち、首都圏訪問数444校(79.1%)）実施したところである。

首都圏を中心とした高等学校訪問を今後も継続して重点的に行うこととしている。

なお、高等学校訪問時には、専門職大学の特色や本学における「学び」・「取得できる資格」さらには「就職先」などについて、進路指導担当教員に対して説明するとともに、「専門職大学」である本学の認知度向上に努めている。

d 進学相談会等への出展

外部業者が主催する進学相談会や高等学校内ガイダンスにも随時参加し、本学の特色についての説明を行い、進学相談に応じている。

e 個別見学、個別相談の対応

オープンキャンパスに参加することができない高校生や本学を進学先の候補として考慮している高校生を対象に、来校・オンラインによる進学相談会（併せて大学説明会）を週2～3回程度開催し、出願者の確保に努めている。なお、この進学相談会には年間約500人が参加している。

エ 新たな学生確保のための取り組み

定員充足に向けて、以下のような取組をしていく。また、BEWS（学生広報スタッフ約10人）による高校生向け情報発信（SNS）やオープンキャンパスにおけるイベント開催、更には広報課スタッフ・教員と共に母校訪問などを積極的に行うこととしている。

a 多様な学生の受入れ促進

➤ 外国人留学生の受入れ

海外からの留学生への学生募集活動を強化し、定員確保の一助とする。なお、留学生の受入れにあたっては、面談時に日本語能力を確認するとともに、卒業後の進路についても日本の美容業界で活躍したいなど、本人の明確な意思を確認している。また、人手不足が著しい美容業界にあって貴重な人材となることが期待される。

➤ 編入学生の受入れ

社会人や短大・専門学校卒業生への学生募集活動を強化し、3年次編入を促進することで、定員未充足の補填を図ることとする。

b オープンキャンパスの見直し

オープンキャンパスの開催時期及びイベント内容の大幅な見直しを行い、高校2年生の取り込みを着実にを行うことにより、出願に結びつける。

c 入学者選抜方法の検討

現行の入学者選抜制度の検証を行うとともに、入学者選抜制度の在り方について再検討する。

d 高等学校訪問の強化等

➤ 高等学校訪問

首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）を中心とした高等学校訪問を今後も継続して重点的に行うこととし、また、BEWSや在学生と共に母校訪問活動を行い、年間600校を上回る高等学校訪問を目標に、出願者・受験者の確保に努め、収容定員の充足を目指すこととしたい。

➤ 通信制高校の指定校

また、収容定員充足の方策の一つとして、一定数の入学者（2023（令和5）年度：19人、2024（令和6）年度：17人）を輩出している通信制高校（12校）へのアプローチを強化することとし、併せて指定校の指定を検討する。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス専門職大学設置の趣旨等を記載した書類	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
教職員数	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考：	

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数（うち、みなし基幹教員数）	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
ビューティ&ウェルネス学部	専ら従事する教員	17	13以上	47	19	32 (1)	11	76
	それ以外		4以下	0	0	0	0	0
	当該大学以外		0	0	0	0	0	0
大学全体の収容定員に応じ定める数		12	9	—	—	—	—	—
学部総計		29	22	47	19	20 (1)	11	76

備考：

根拠資料 ビューティ&ウェルネス専門職大学設置計画履行状況報告書

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条
 ※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
定めなし	
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス専門職大学教員選考規程 ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員任用規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学規程集
備考：	

第6章 教員・教員組織（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

本学の目的及び学部学科の教育目的を達成するため、教育課程の実施に必要な教員を配置している。そのため、必修科目などの重要な授業科目については基幹教員の教授・准教授が担当することを原則とし、その他の授業科目についても当該授業科目について十分な業績を有する教員を配置している。その際、教員が教育と研究にバランスよく注力できるようにするため、特定の教員に担当する授業科目数が集中することのないようにしている。

教員組織については、学則第7条により、教授、准教授、講師、助教、助手及び教員役職者（学長、副学長、学生部長、図書館長、学部長及び学科長）を置くと規定している。また、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教員選考規程」において、それぞれの職位について求められる基本的な要件を定めている。

教員組織の編制方針としては、学則第8条において、教員役職者の役割を以下のとおり定め、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学部長選任規程」において、選任に関し必要な事項を定めている。

- ・学長は、本学の校務をつかさどり、教職員を統括する。
- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ・学生部長は、学生生活の支援に関する事務をつかさどる。
- ・図書館長は、附属図書館に関する事務をつかさどる。
- ・学部長は、学部の事務をつかさどる。
- ・学科長は、学科の事務をつかさどる。

法令（専門職大学設置基準）で必要とされる基幹教員数は29名（うち教授15名）以上であるが、2025（令和7）年5月1日現在、教授19名、准教授12名、講師10名、助教

6名の合計47名と充足している。また、基幹教員のうち実務家教員についても、必要とされる12名に対して32名と充足している。

教育体制については、各教員は、基本的には単独で授業を実施しているが、演習や実習の一部科目については、学生の教育効果を考慮し、他の教員が補助教員として授業に参加している。併せて、学生からの授業内容に関する質問や勉強の方法を中心に、将来の進路などの課外の相談も受けるために、基幹教員が研究室等で待機するオフィスアワーを設けるなど、学生のフォローアップ体制を構築している。

・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

2025(令和7)年度現在、クロスアポイントメントの対象教員はいない。今後、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合に備え、規定の整備を含めた対応が必要である。

なお、基幹教員の兼職については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学兼業規程」を定め、原則として勤務時間外に限り、理事長による許可制とし、総務課において兼業状況を把握している。

・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

「ビューティ&ウェルネス専門職大学就業規則」(第3条)において、教職員は、学園の定める諸規則を誠実に守り、上司の指示に従い職場秩序を保持し、上司は部下の人格を尊重して指導監督を行い、互いに協力して誠実に職務を遂行し、明るい職場を築くとともに、学園の発展につとめなければならないと規定している。

教員と職員の役割分担については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学組織運営規則」「ビューティ&ウェルネス専門職大学事務組織規則」を定め、それぞれの職務を明確にしながら、教職協同・連携に努めている。

・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では、授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させることは許可していない。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

教員の採用は公募を原則とし、JREC-INにおいて、求人票を掲載している。

教員の採用・昇格の基準及び手続は、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教員選考規程」に定めている。手続については、都度、教員資格審査委員会を設置し、主査を副

学長又は学部長として、学長が選任する若干名をもって構成し、教育研究業績、実務業績、授業科目と採用候補者の適合性等を審査し、その結果を学長に報告した上で、教授会において審議することとしている。

- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

2025（令和7）年5月1日現在の基幹教員の年齢構成は、以下のとおりである。

年齢	～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～	計
教授	0	0	1	4	1	8	5	19
准教授	0	0	6	1	3	2	0	12
講師	0	1	8	1	0	0	0	10
助教	0	3	3	0	0	0	0	6
計(名)	0	4	18	6	4	10	5	47

年齢は、40代を中心にして、バランスの取れた構成となっている。性別については、本学が美容と健康の分野を教育研究する専門職大学という特徴があることから、男性19名、女性28名と女性が多い構成となっている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みについては、FD・SD委員会を中心としてFD活動を行っている。委員会の実施については、2023（令和5）年度は3回開催し、全ての回に委員全員（6人）が出席した。2024（令和6）年度は2回開催し、第1回は6人中6人、第2回は5人中4人の委員が出席した。委員会では、以下の事項について審議されている。

- ・教育の質の向上に関すること
- ・授業の内容及び方法の改善に関すること
- ・授業評価に関すること
- ・研修会及び講習会の開催に関すること
- ・学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関すること
- ・その他教育研究活動等の改善に関すること

具体的なFD活動としては、以下のとおり、全教員対象に大学の運営課題に関する研修

会を実施し、研修会后、その効果を授業評価アンケート等で検証した。

- ・「高等教育の動向及び専門職大学に対する社会からの期待」をテーマに外部講師による講演（2024（令和6）年1月、教員27人参加）
- ・「生き残りをかけた大学の取り組み」をテーマに外部講師による講演（2025（令和7）年4月、教員35人参加）
- ・**教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。**

教員の研究活動については、個人研究費を交付しているほか、ビューティ&ウェルネス専門職大学研究紀要を発行し、活性化や資質向上を図っている。

本学は専門職大学であることから、実務家教員が多く、その多くは研究業績がまだまだ不足している。そのため、研究上の問題に関する助言の必要性を考え、「メンター制」を導入しており、教員の研究領域に近いベテラン研究教員をメンターとして、随時、研究上、教育上の相談に応じている。

- ・**大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。**

教員の業績評価については、自己点検・評価制度を導入している。本学では、全学共通の明確な業績評価基準による業績評価を一体的に構築し、組織の活性化を図るとともに、優秀な人材を確保するため、全基幹教員に年俸制を導入しており、教員から提出された教員活動状況調査書の内容を評価基準に照らし、対象教員の評価結果を決定し、処遇に反映させている。

- ・**教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。**

本学では、授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させることは許可していない。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教員組織については、本学は、現在、学年進行中であり、設置認可申請書に記載した設置計画に沿って構成されており、やむを得ず基幹教員を変更する場合は、必ず「専任教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査）」を文部科学省に提出し、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査を受ける必要があることから、その適切性を担保しているとも

言える。今後、完成年度を向かえ、定年退職となるものが多くいることから、その後任については、適正な年齢構成を考慮しながら、速やかな教員補充を行うこととし、教育研究水準を維持していくこととする。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教員の採用については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教員選考規程」に定める教員資格審査委員会で候補者の専門分野、教育・研究・実務業績及び人物の確認を行い、運営会議を経て、教授会での審議のうえ決定されており、透明性のある採用活動を展開できている。教員のFD活動については、FD・SD委員会が中心となり、定期的な研修会が実施され、教員の資質向上に努めている。しかしながら、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化に係る組織的な活動は実施されておらず、検討が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教員組織については、設置認可申請書に記載された設置計画に基づき編制されており、教員の募集、採用についても各種規程や文部科学省大学設置・学校法人審議会が実施するAC教員審査を経ていることから、適切に行っており、教員の資質向上についても、FD活動や教員の業績評価も実施されている。

引き続き、本学の将来計画を見据えつつ、大学の目的や学部・学科の教育目的を達成するために必要な教員組織を整備し、教育研究活動の水準を高めるための方策を実施していく。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学校法人ミスパリ学園中期計画	学校法人ミスパリ学園中期計画書
備考：	

第7章 学生支援（本文）

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。

学生支援を行う事務組織に学務・キャリア支援課を設置し、学生の修学支援、生活支援、課外活動支援等を実施している。さらに、学務・キャリア支援課が所掌する事項を円滑に

推進するため、キャリア支援センター、医務室、学生相談室、附属図書館を設置しており、各組織で教職協同や有資格者等の専門家の知見を活かした取り組みを行っている。事務組織以外の組織として、学生委員会、キャリア支援センター運営委員会、保健管理センター、ハラスメント委員会、図書委員会を設置しており、学生支援に関する検討・協議を具体的に実施している。

・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。

ア 学生相談室

将来の不安、人間関係の悩みや身体的な悩みなどの学生の様々な相談に対応するため、学生相談室を設置し、相談員2名（精神科医1名、認定心理士1名）を配置している。

イ 医務室

病気や外傷の応急処置のほかに、学生の健康を保持し増進させるための保健指導、病気や身体的な悩みなどの健康相談を行うとともに、流行疾患や学内で報告された感染症疾患の把握と注意喚起などを行うため、医務室を設置し、看護師2名を配置している。

ウ キャリア支援センター

学内にキャリア支援センターを設置し、求人情報の公開だけでなく、キャリアコンサルタント資格を有する職員2名を配置し、個人面談、履歴書添削、模擬面接に加え、就職活動支援講座の開催など学生の就職活動に関する企画の発案・実施、及び就職先の確保を行っている。

・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

学生支援に関する情報については、ポータルサイト及び学内掲示板を活用して、適宜周知している。

[修学支援（学習面）]

・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。

クラス（40人以下）ごとに配置した担任である専任教員が、学生の学習ニーズに合った指導、学習到達度を確認しながら一人ひとりの学生の学習支援や指導を行っている。事前学習を積極的に行えるようアドバイスし、提示された課題に対して、どこをどのように修正すればよくなるか適切に助言するなど、学習の仕方を具体的に指導している。また、個々の学生をしっかりと観察し、学生が必要なときに教員に適切な指導が受けられるように、教員はオフィスアワーを設けている。

・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、ビューティ&ウェルネス専門職大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤の教職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的として、「ビューティ&ウェルネス専門職大学障害を理由とする差別の解消の推

進に関する教職員対応要領」を策定し、教職員に周知している。

- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。

成績不振の学生への対応として、G P A 2.0 未満及び授業多欠席の学生に対して、クラス担任が面談し、問題の早期発見と学生に対する指導を行っている。

休学・退学を希望する学生は、まず、クラス担任が面談し、さらに必要に応じて学校医である学生部長が面談し、修学の継続が困難であるかどうかの判断を行っている。休学・退学の理由を確認した旨の報告書を学務・キャリア支援課に提出し、対象学生から休学・退学願が提出された後、学籍異動について、教授会で審議している。

- ・遠隔授業をはじめ教育等で I C T を活用する場合は、I C T 機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・I C T を利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

本学の授業は、すべて対面形式を原則としており、I C T を利用した遠隔授業を提供していない。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

本学独自の奨学金制度として、成績優秀な学生に対して授業料減免の制度を設けている。また、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を中心に、高等教育の修学支援新制度、民間団体及び地方公共団体の奨学金等の情報をポータルサイトや学内掲示板を通じて、適宜学生に周知している。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談については、前述のとおり、学生相談室、医務室に専門の職員を配置して、学生の実態に応じた指導・相談を行っている。

- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけ I C T を利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

学生の孤立化を防止する措置としては、毎年度 4 月の新入生オリエンテーションの際に、クラス単位で、人間関係構築につなげるためのワークショップを行っている。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

キャリア支援については、「企業就職」だけでなく、「資格取得」も含めて支援している。キャリア支援センター運営委員会を設置し、学生のキャリア形成及び就職に係る企画立

案及び実施を担うなどの各種対策を講じている。キャリア支援センターには、前述のとおり、キャリアコンサルタント資格を所持している専門の職員を配置し、キャリア支援プログラムや資格対策講座を開講している。2025（令和7）年度からは、合同企業説明会の開催や就職に関する個別相談など、キャリア支援体制を充実させる。

教育課程においては、基礎科目である「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」で、職業人として基盤となる物事の見方を学年進行に合わせて、段階的に学んでいる。学生の自律的なキャリアの設計・形成、そのための学習・能力開発を支援する力を養うことで、組織に依存するのではなく、自律的に考え、行動できる職業人・社会人となる力を育成する。同じく基礎科目の「コミュニケーション演習」では、礼儀マナーやビジネスマナーなど社会人としての基礎力を身につけさせる。また、臨地実務実習である「企業実習Ⅰ（早期体験実習）」（1年次後期）「企業実習Ⅱ（接遇実習）」（2年次後期）では、現役の職業人との対話を通して、多様な社会との関わり方を主体的に学ぶことで職業観を養うことができる。3年次以降の臨地実務実習「企業実習Ⅲ（メイクサロン実習）」（3年次前期）「企業実習Ⅳ（運動指導実習）」（3年次後期）「企業実習Ⅴ（総合実習）」（4年次後期）では、今後社会で活かしたいとする分野、自己の適性について、課題を見つけながらそれぞれに相応しいかたちで見出し、技術や態度として身につけていく。

【その他支援】

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

学生の正課外活動を充実させるため、学生の自治組織である学友会が設置されており、入学時に学生が納付する学友会費によって運営され、学務・キャリア支援課がその活動を支援している。

学友会の主な活動である大学祭については、リリーフェスティバルという名称、毎年11月上旬に実施されている。本学は学年進行中であり、その実施については小規模かつ手探り状態ではあるものの、学生で組織する実行委員会が何とか盛り上げようと努力している。また、学友会の課外活動団体（サークル）については、その種別や活動に応じた助成金が支給されているが、学内で活動できる場所が限られており、課題となっている。

ボランティアについては、活動を通じて社会や地域に貢献することで、学生が社会とのつながりを理解し、より広い視野を獲得することが期待されるが、その支援体制については構築中である。

【学生の基本的人権の保障】

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、「ビューティ&ウェルネス専門職大学におけるハラスメントの防止等に関する教職員及び学生等のための指針」を定め、ハラスメントの定義や心構えについて明確にしている。さらに、「ビューティ&ウェルネス専門職大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、「ビューティ&ウェルネス専門職大学ハラスメント防止委員会」を組織し、ハラスメントの防止等のための事項、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談の対応に関する事項、ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関する事項を実施している。今後、教職員に対するハラスメント防止研修会や学生に対するハラスメ

ント知識の醸成について検討する。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

学生支援に関わる事項の定期的な点検・評価については、主に学生委員会で行っている。「ビューティ&ウェルネス専門職大学学生委員会規程」において、その任務について、以下のとおり、定めている。

- (1) 学生生活に関すること。
- (2) 課外活動に関すること。
- (3) 奨学金に関すること。
- (4) 保健指導に関すること。
- (5) 福利厚生に関すること。
- (6) 学生の出欠の管理及び指導に関すること。
- (7) 学生の修学指導に関すること。
- (8) 学生の学納金納入状況を踏まえた指導に関すること。
- (9) 外国人留学生の在留資格更新等の指導に関すること。
- (10) 外国人留学生の資格外活動把握と指導に関すること。
- (11) その他学生指導に関すること。

学生委員会で審議された事項については、教授会に報告され、改善を要する事項があった場合には、その実施について運営会議で審議している。

- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

休学・退学の理由を分析してみると、その要因の一つとして人間関係（友達ができない又は悩みを相談できる友達がいらない）ことがあり、約3年間続いたコロナ禍の影響で、思うような高校生活が送れなかったことから、学生生活に適応できなかったと想定している。新入生が、より良い人間関係が構築（友達が）できるような取り組みについて検討が必要であると考えている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、専門職大学であることから、1クラス40人以下で授業を実施しており、さらにクラス毎に担任教員を配置していることから、きめ細やかな学生指導を可能としている。教員と事務局、学生相談室、医務室が相互に連携することで、成績不振や多欠席、心身の不調といった休学・退学の懸念のある学生の早期発見につながっている。

一方で、喫緊の課題として、退学率の高さがある。クラス担任を中心に、担当の教職員が学生と保護者と数回にわたって面談やメール・電話を通じて事情を聴き、また相談に応じてはいたものの、退学の意向を覆すには至らなかった。今後は、これまで以上にクラス担任・学年主任・事務局担当課が一丸となって、これまで以上に長期欠席者や成績不振者の把握・面談の実施に努めることとしている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学が科学的な裏付けを持つ高度な技術者としての人材を供給しようとしているビューティ&ウェルネス産業においては、人材需要は高まっている現状にある。「経済センサス活動調査」(総務省統計局)によると、「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、エステティック業やリラクゼーション業を含む「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の事業所数は、2016(平成28)年調査の24,367件から2021(令和3)年調査の27,339件へと12.2%増えているにもかかわらず、従業者数は102,468人から98,733人と3.6%減少している。このことから、これからの同産業の人手不足はかなり深刻化しており、労働力の供給が求められていることが分かる。

今後、卒業生を輩出するにあたり、就職率100%を目指す。就職実績を積み上げることができれば、入学検討者へのアピールとなることから収容定員の充足、学生に進路への不安を払拭し退学率の低減に期待できる。そのためには、各部署で取り組むキャリア支援について、学内全体にさらに浸透させていく必要がある。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学校法人ミスパリ学園 中期計画	学校法人ミスパリ学園中期計画書
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
ビューティ&ウェルネス 専門職大学研究者等 行動規範	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
ビューティ&ウェルネス 専門職大学研究倫理 指針	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
ビューティ&ウェルネス 専門職大学研究不正 防止計画	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
ビューティ&ウェルネス 専門職大学における 研究活動上の不正行為 の防止及び対応に関する 規程	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
ビューティ&ウェルネス 専門職大学競争的資金 不正使用防止に関する 基本方針	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
ビューティ&ウェルネス 専門職大学科学研究 費補助金等競争的資金 事務取扱規程	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考：	

第8章 教育研究等環境（本文）

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学は、設立に際して文部科学省に提出した大学設置認可申請書、寄附行為変更（組織変更）認可申請書に記載した計画や学校法人ミスパリ学園中期計画に基づき、教育研究整備環境整備してきた。校地・校舎面積については専門職大学設置基準を満たしており、問題は無い。本学開学後に設置計画を変更した整備計画については、次のとおりである。

① 学生食堂の設置

2023（令和5）年9月、学生の厚生補導を充実させることを目的とし、学内に学生食堂を設置するため、厨房施設工事を施工し、厨房設備を購入した。

② 共同利用研究室の設置

2024（令和6）年4月、ビューティ&ウェルネスに関する研究活動を行い、関連する施設・設備・専門知識を学内研究者および学生に提供するため、校舎地下1階に共同利用研究室を設置した。

③ 校舎改修工事

2024（令和6）年12月、より快適な教育研究環境を整えるため、以下のとおり、校舎の改修工事を行った。

棟	階	内容
研究棟（西）	B 2階	トレーニング室 改修工事（照明LED化）
		共用スペース 内装工事
	B 1階	ホール 改修工事（照明LED化）・内装工事
		トイレ 改修工事（給排水設備）
	1階	講義室 改修工事（屋根防水）・内装工事
共用スペース（通路）内装工事		
2階	共用スペース（通路）内装工事	
	教室棟（東）	B 1階
1階		事務室・エントランス 内装工事

- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

ネットワーク環境については、学内すべての場所において、無線LANが利用できるよ

うに整備しており、学生の所有するノートパソコンやスマートフォン等の端末を活用できる学修環境となっている。授業においては、LMS（WebClass）や電子教科書の利用を推進しており、学生はパソコンを必携としている。

- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

情報倫理については、2025（令和7）年度中に、情報セキュリティポリシー等を策定し、教職員に対して研修を実施するなど、情報リテラシーを向上していく。あわせて、関係規程を整備し、大学全体で、情報倫理の確立を目指す。

学生に対しては、1年前期配当の必修授業である「データサイエンス入門」において、授業の進行に合わせて情報リテラシーについて説明している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

ビューティ&ウェルネス専門職大学附属図書館（以下「図書館」という。）は、「ビューティ&ウェルネス専門職大学附属図書館規程」（第2条）に規定するとおり、本学における教育研究に必要な図書及びその他の資料を効率的に収集・管理し、本学の学生及び教職員等の利用に供するとともに、学術情報に関する便宜を提供することを目的としている。

図書館には、図書約 10,000 冊、雑誌は 15 種類を蔵書している他、電子ジャーナル 1 種、オンラインデータベース 1 種、視聴覚資料数十点を整備している。図書の蔵書構成としては、教育課程に沿って、一般図書 3,100 冊、基礎医学関連図書 2,300 冊、ビューティ&ウェルネスサービス関連図書 2,300 冊、経営関連図書 2,300 冊となっている。また、学術誌から一般誌、新聞、報告書、事典、ビデオまで総計約 19,800 タイトルを搭載し、医学や法学、経済学など主要な分野が網羅されている「Gale Academic OneFile（AONE）」を電子ジャーナルとして導入している。オンラインデータベースとしては、国内発行の、医学・歯学・薬学・看護学及び関連分野の定期刊行物、のべ約 7,500 誌から収録した約 1,400 万件の論文情報を検索することができる「医中誌 Web」を利用できる。図書館は大学の教育研究活動を支える重要な学術情報基盤であることから、学生や教員のニーズを踏まえながら整備を進めていく。

- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

2025（令和7）年5月1日現在の職員構成は、図書館長1名、非常勤職員3名である。なお、図書館長は副学長が兼務している。また、図書館の整備、充実及び運営に関する重要事項を審議するため、図書委員会を設置している。

図書館（361.99 m²）は校舎1階に設置し、閲覧席96席を備え、無線LANやコンセン

トが使える環境を整備し、学生が自習できるようになっている。書庫は開架式で、最大で3万冊の収蔵が可能となっている。

カウンターでは図書の貸出サービスに加えて、国立情報学研究所に加盟し、ILLを利用することで、他大学との相互利用を扱うレファレンスサービスを行っている。図書館資料利用のため図書館情報管理システムを導入し、蔵書検索、貸出予約等が電子的な方法で可能とする。蔵書の検索については、図書館内のパソコンで検索できる他、学外においても自由に検索できるように整備している。教員の教育研究活動を支援し、学生の学を手助けするため、調査・研究活動の援助、相談を図書館専門職員により行っている。また、学生及び教職員が図書館資料を複写できるよう、閲覧室内に複写機を配置している。

開館時間は、平日8時30分から18時30分、土曜9時から17時とし、学生及び教職員のみが利用できることとしているが、今後、休日開館や近隣の地域住民の利用を検討していく。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

＜評価の視点＞

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

研究に対する大学の基本的な考え方は、学則1条に掲げるとおり、ビューティ&ウェルネス専門職大学は、教育基本法及び学校教育法並びに学校法人ミスパリ学園の教育理念（美しく聡明で品格あるプロフェッショナルの育成）に基づき、質の高い教養教育と実践的な職業教育を施すとともに、心身の美と健康に関する理論と技術を教授研究し、質の高い、幸せで輝く人生を導くことができる専門職人材を養成することを目的とする。」としている。

教員に対する研究費の支給については、毎年4月当初に研究計画書を提出し、学長・副学長が計画の内容の適切性を審議し、配分している。研究費の使用については、マニュアル（「ビューティ&ウェルネス専門職大学個人研究費使用に係る事務手続等について」）を作成し、前年度からの変更点や執行上の注意点を説明しながら、配布している。

教員の研究室については、学長室1室、副学長室1室、専任教員室（個人研究室）41室、（共用）講師室1室を整備している。専任教員室は、教授、准教授及び専任講師にそれぞれ用意し、その多くは1室あたり17.5㎡の広さを有し、オフィスアワー時の学生対応や研究を行うのに十分な広さを確保できている。専任教員室の備品としては、机、イス、パソコン、本棚、成績や重要書類を保管できる鍵付きのキャビネットの他、ミーティング

用のテーブル等を配置している。講師室は、助教の研究室及び非常勤講師の控室として共用している。

研究時間の確保については、本学のすべての教員は「専門業務型裁量労働制」を適用しており、授業や学務以外の時間については、研究活動のスケジュールにあわせて勤務にあたるようにしている。

研究支援については、2024（令和6）年度から、事務局に「研究協力・産学連携課」を設置し、専任の職員を配置して研究支援にあたっている。学内研究費の管理の他、科学研究費助成事業に係る事務を担当している。

若手研究者育成のための仕組みについては、教育・研究者である教員の研究の深化と発展のため、また、研究上或いは教育上のさまざまな問題に関する助言の必要性を考え、「メンター制」を導入している。学長をはじめとし、副学長、部局長クラスの教員のほか、教員の研究領域に近いベテラン教員をメンターとして、随時、研究上、教育上の相談に応じている。また、競争的研究資金（科学研究費補助金など）の採択実績のある教員がメンターとなって研究計画調書について効果的なアドバイスをすることで、応募書類の質的向上を目指している。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、研究倫理を遵守し、不正防止対策を徹底するため、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「ビューティ&ウェルネス専門職大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。また、公的研究費における責任体系を明確化するため、「ビューティ&ウェルネス専門職大学科学研究費補助金等競争的資金事務取扱規程」「ビューティ&ウェルネス専門職大学競争的資金不正使用防止に関する基本方針」を定めている。

研究倫理については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学研究者等行動規範」及び「ビューティ&ウェルネス専門職大学研究倫理指針」を策定している。また、本学における研究内容の学内審査機関として、「ビューティ&ウェルネス専門職大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」「ビューティ&ウェルネス専門職大学人文社会科学の倫理審査委員会」を設置している。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育については、日本学術振興会が提供している「研究倫理eラーニング」を全教員及び事務担当者を対象に受講を義務付けている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
 - ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。
- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が
上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究等環境の適切性における点検・評価については、不十分である。教員から個別の申し出や各委員会からの報告をもとに、運営会議で改善・向上の施策の検討を行っている状況であり、その方針や手続きは確立されていない現状にある。今後、学年進行による学生数の増加や教育課程の編成に伴い、施設設備が不足することが懸念されることから、教育研究等環境の定期的な点検・評価の仕組みを構築する必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生食堂の設置や校舎の改修工事等、学生本位の教育環境の改善が推進されている一方で、2025（令和7）年度の科研費採択が2件のみであることを考えると、研究環境の改善を推進していく必要がある。「学校法人ミスパリ学園中期計画」に基づく、「ビューティ&ウェルネス専門職大学中期計画」が策定されていないことから、教育研究等環境の整備について、具体的な方策を定める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、大学の目的や学部学科の教育目的に則って、設置認可申請書に記載した計画を履行し、着実に整備を進め教育研究等環境のめっていることは評価できる。今後、学生の要望や点検・評価結果に基づくさらなる教育研究等環境の改善が求められる。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学校法人ミスパリ学園中期計画	学校法人ミスパリ学園中期計画書
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

ビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の教育目的は、「高度な専門知識、洗練された技術、そしてホスピタリティ能力を併せ持ち、人々が健康でQOLの高い人生を送ることへの貢献を志向するセラピスト、実業人として、差し迫る超高齢社会の到来や産業構造の急激な変化に起因する人々の心身の問題を真に理解し、これら諸問題を解決するための中核的な役割を担うとともに、ビューティ&ウェルネス産業に関する新しい価値を創造することができる人材を養成すること」（学則第4条）であり、キャンパスのある横浜市都筑区やビューティ&ウェルネス産業界と広く連携・協力を推進している。また、地域社会の発展に寄与するため、公開講座を開設し、地域に開かれた大学を目指すことを、学則第57条に定め、ビューティ&ウェルネス研究会というかたちで、地域の人々に学習機会の場を提供している。ビューティ&ウェルネス研究会の実施については、ビューティ&ウェルネス研究所が実施し、研究協力・産学連携課がその事務を所掌している。

社会連携・社会貢献に関する方針については、自治体や企業等との個別の協定等によりそれぞれ定めている。例えば、横浜市内大学学長・理事長と横浜市長の意見交換の場として設立された「横浜市大学・都市パートナーシップ協議会」（2025（令和7）年4月現在30大学）に加盟し、大学が豊富な知的資源などの蓄積を活かし、市民・企業・行政と連携して活力と魅力溢れる都市を実現することとしている。

- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、本学が所在する横浜市都筑区を中心とした地域や団体と連携した地域貢献活動に取り組んでいる。例えば、2024（令和6）年度から、本学は、「帰宅困難者一時避難施設」の指定を受け、鉄道が全線運行停止するなど、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れ、休憩場所のほか、可能な範囲でトイレ、水道水、ビスケット、アルミブランケットや情報の提供を実施する施設となっている。

本学は、学則に定めるビューティ&ウェルネス学部ビューティ&ウェルネス学科の教育目的にもあるとおり、教育課程においても社会連携・社会貢献に資する授業内容が実施されている。2025（令和7）年度からは、必修の授業科目である「品質管理演習」において、エステティックサロンの模擬店を開店し、地域住民の方をクライアントとして、来学していただくことを予定している。

国際交流活動としては海外教育機関との連携を強化していくため、2025（令和7）年度には、香港教育大学（香港）、ワットポー・タイ伝統医学校（タイ）、オックスフォードハートフォード・コレッジ（イギリス）と学術交流協定を締結する予定である。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

社会連携・社会貢献に関わる事項の定期的な点検・評価については、本学の自己点検・評価の際に行う。ビューティ&ウェルネス研究会等の各行事・事業の実施については、企画段階で運営会議に報告し、審議を行っている。

- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

例えば、ビューティ&ウェルネス研究会終了後、参加者に対してアンケートを実施し、その結果を次回以降の内容検討に利用している。今後、自己点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげていく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

現時点においては、ビューティ&ウェルネス研究会が、主な地域貢献活動となっている。研究会の公演を通じて、地域住民の方に対して、本学の教育研究活動についてお知らせするとともに、生涯学習の場の提供している。親しみやすい大学と感じてもらえるよう、地元根ざした地域交流・社会貢献活動を推進していく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、美容と健康の専門職大学であり、その特性を最大限に活かして、教育研究成果を社会に還元していくことが肝要である。今後も、ビューティ&ウェルネス研究所の活動を中心に地域貢献活動を継続していくが、本学の養成する人材像である「ビューティ&ウェルネス産業において、科学的で高品質なビューティ&ウェルネスサービスを実践することによって、現代社会における多様な心身の美と健康を実現し、人々のQOLの向上に資することができるセラピストであるとともに、ビューティ&ウェルネスサービス施設の経営管理・マネジメントを担い、さらには、新しい価値を創造することができる将来の指導者として、先導的な役割を果たすことが期待される人材」を輩出することが、最も社会に貢献することにつながると考えている。

第10章 大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針	ビューティ&ウェルネス専門職大学における内部質保証に関する基本方針
学長選出・罷免に関する規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学学長任用規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学学長任用規程
役職者の職務権限に関する規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学組織運営規則	ビューティ&ウェルネス専門職大学組織運営規則
教授会規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学教授会規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学教授会規程
設置法人の理事会(役員会)及び評議員会の名簿(役職、氏名、所属先を示したもの)	学校法人ミスパリ学園理事・監事役員名簿	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	—	—
職員採用規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員任用規程	ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員任用規程
監査法人又は公認会計士による監査報告書	独立監査人の監査報告書	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
事業報告書	学校法人ミスパリ学園事業報告書	https://www.b-w.ac.jp/disclosure/
備考：		

第10章 大学運営（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

＜評価の視点＞

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

学校法人ミスパリ学園は、「学校法人ミスパリ学園寄附行為」の規定に則り、2023（令和5）年4月1日に「学校法人ミスパリ学園中期計画書」を策定している。

この計画において、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度の本学の具体的な戦略として、「内部の質保証」「教育課程・学習成果」「学生の受入れ」「教員・教員組織」「学生支援」「教育研究等環境」「社会連携・社会貢献」「大学運営」の8大項目・32小項目について方針を示しており、現在進捗中である。しかしながら、具体的な計画については立案されておらず、教職員にも共有されていない状況であることから、早急な対応が必要である。

- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

学長及び役職者の選任については、それぞれの規程を策定している。学長の選考については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学長任用規程」の規定により、理事会が行うこととしており、学長を選任する際には、学長候補者選考委員会（理事3名、教授又は准教授3名で構成）を設置し、その委員会で学長候補者を選考の上、理事会に推薦し、理事会が学長を選任するとしている。なお、学長の任期は4年であり、権限については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学則」（第8条）により、「本学の校務をつかさどり、教職員を統括する。」として、大学の最高責任者であることを明示している。

さらに、学長を補佐する役職として副学長を置くことができるとしているが、「ビューティ&ウェルネス専門職大学副学長選考規程」の規定により、学長が教授の中から選考できることとし、その任期は2年である。

その他の教員役職者（学生部長、図書館長、学部長及び学科長）の選出については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学部局長等選任規程」の規定により、教授のうちから学長が選考し、理事長に推薦の上、理事長が任命することとし、その任期は2年である。権限

については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学則」(第8条)により、学生部長は「学生生活の支援に関する事務をつかさどる。」、図書館長は「附属図書館に関する事務をつかさどる。」、学部長は「学部の事務をつかさどる。」、学科長は「学科の事務をつかさどる」としている。

適正で効率的な大学運営を図るため、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学則」(第14条)により、「運営会議」を設置している。「運営会議」は、学長、副学長、学生部長、図書館長、学部長をもって組織しており、「本学の事業計画に関する事項」「教授会への提出議題に関すること」「その他、本学の運営に関する重要事項」について審議している。「運営会議」は、「ビューティ&ウェルネス専門職大学運営会議規程」の規定により、定例会を月1回開催している。なお、学長が必要と認めたときは、その他の教職員を加えることができるため、構成員に加えて、事務局長、監査室長、総務課長も出席して審議や報告を行っている。

教授会については、2023(令和5)年4月の本学開学と同時に、教授及び准教授を構成員として発足した。2025(令和7)年度からは、本学の専門職大学設置基準の適用について、令和4年度改正前基準から改正後基準に変更することに伴い、すべての「専任教員」を「基幹教員」に変更とすることから、構成員をすべての専任教員に変更したことにより、大学全体の現状、体制、決定事項等を全教員への周知・情報共有が可能となっている。教授会の審議事項については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教授会規程」(第5条)において、次のように定め、その役割を明示している。

- (1) 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、卒業及び賞罰に関する事項
- (2) 教育課程及び履修に関する事項
- (3) 研究計画に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 教員選考に関する事項
- (6) 学則その他学内諸規定に関する事項
- (7) 学長の諮問した事項
- (8) その他本学の教育及び研究に関する重要な事項

また、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教授会規程」では、学長が教授会を招集し、その議長となること(第3条)、定例会を月1回開催すること(第4条)などを定めている。

- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

「学校法人ミスパリ学園寄附行為」により理事会を設置しており、「寄附行為の変更」「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」「解散」「合併」「基本財産の処分」「借入金その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」「残余財産の帰属者の決定」「収益を目的とする事業に関する重要な事項」等の審議・決定を行うとしている。また、「ビューティ&ウェルネス専門職大学学則」(第59条)において、「学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会において行う。」と規定され、学則の変更は、理事会決定事項であることを明確にしている。

学長は、「学校法人ミスパリ学園寄附行為」(第8条)に定める「学長(校長)のうちから理事選任機関において選任した者」により、理事に就任していることから、理事会における決定事項のうち大学運営に関する事項については、教授会において全教員に報告を行い、法人組織と教学組織の情報共有を図っている。

役職者の選任について、教員は「ビューティ&ウェルネス専門職大学学長任用規程」「ビューティ&ウェルネス専門職大学副学長選考規程」「ビューティ&ウェルネス専門職大学部局長等選任規程」、事務職員は「ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員任用規程」に基づき、適切に実施している。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。
- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算編成については、「学校法人ミスパリ学園寄附行為」(第57条)において、「この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。」とされ、理事会審議の上、承認を経て決定している。まず、予算(案)を法人が運営する各学校で作成された事業計画書と連関して、法人事務局において策定し、法人事務局長による聴取を行った上で、理事長の承認を経て、法人全体の予算(案)として評議員会の決議を経て理事会が決定している。

予算の執行状況については、財務会計課が会計システムを利用して管理しており、定期的に、前年度比較等の点検を行った上、経理責任者である法人事務局長に報告を行っている。また、予算の執行に際しては、「学校法人ミスパリ学園理事の職務及び決裁権限規程」に則り、1件あたりの金額によってしかるべき者の決裁を経ることとしている。

予算の適正な執行を担保するため、監査法人による監査を定期的に行い、透明性を確保している。また、会計監査については、現職の公認会計士である監事が、監査法人と意見交換を行いながら、必要な監査を実施している。

各種計算書類のほか、監事による監査報告書及び監査法人による監査報告書をホームページで公開しており、事業報告書における運営する学校ごとの報告や決算の概要を掲載するなど学内外者が理解しやすいよう配慮している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・ 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・ 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・ 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

事務組織は、「ビューティ&ウェルネス専門職大学事務組織規則」に基づき、事務組織を整備し、学長室、学務・キャリア支援課、総務課、入試課、研究協力・産学連携課を置き、配置された事務職員が大学の運営及び教育研究活動の支援にあたっている。事務組織の業務分掌及び業務量を勘案した人員配置については、法人事務局が調整・実施している。

・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

教員と職員の協働・連携については、教授会や各種委員会に職員が事務担当として参加している。また、重要事項を協議する運営委員会には事務局長、監査室長及び総務課長が参加している。

・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

事務職員のうち、キャリア支援センター（キャリアコンサルタント資格者）、学生相談室（精神科医、公認心理士）、附属図書館（司書）等、専門的な知識・資格を有する者を必要部署へ配置している。

・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

職員の採用については、「ビューティ&ウェルネス専門職大学教職員任用規程」に定められている。専任職員を採用するにあたっては、法人事務局総務課が法人事務局長とともに理事長の了承のもと、募集要項を作成し、ホームページや求人情報サイトに掲載し、公募している。なお、応募者の書類・面接審査は、法人事務局長、大学事務局長を中心に実施している。

職員の昇格については、年度末に行われる人事考課と連動し、所属長・法人事務局長、大学事務局長の推薦により、理事長が決定している。なお、人事考課は、昇給にも反映する運用となっている。

・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学の効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識・技術を修得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるため、SD活動を推進している。SD活動は、事務職員のみならず、教員及び技術職員も対象とし、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に以下に掲げる項目により実施している。

ア 大学の管理運営及び教育研究支援に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質の向上を図るための研修に関すること

イ 教育理念や3つのポリシーに照らした大学等の取組みの自己点検・評価と内部質保証、及び大学等の改革に資する研修に関すること

ウ 教職員として求められているリーダーシップ能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、危機管理能力、政策提案・実現能力、問題解決能力及び事務処理能力等の向上を図るための研修に関すること

- エ 学生の人間形成を図るために行われる正課外の諸活動における様々な指導、援助等の研修に関すること
- オ 職員のスキルアップに役立つ資格取得に関すること
- カ 大学組織における業務の見直しや事務処理の改善等に関すること
- キ その他SD活動として必要と認める事項

研修会等については、外部団体が主催して行う「学外研修会等」と本学が独自に企画して開催する「学内研修会等」に大別されるが、「学外研修会等」としては、例えば、公益社団法人私学経営研究会が定期的に開催しているセミナーに関係部署の職員を参加させている。「学内研修会等」の例としては、2023（令和5）年7月に「事例で『学ぶ/考える』研究倫理-誠実な科学者の心得事例で『学ぶ/考える』研究倫理」、2024（令和6）年5月に「生活安全指導の講演 /マルチ商法・闇バイトの危険性」、9月に「応急手当講習会」を実施した。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。
- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

監事による監査は、年度初めに作成される監査計画に基づき、業務監査及び会計監査が行われている。業務監査については、監事が理事会及び評議員会に出席するほか、理事長から業務の報告を聴取している。また、そのうち教学監査については、定期的に教授会に出席するほか、学長や監査室長から本学の運営状況についてヒアリングを実施している。会計監査については、定期的に財務諸表、計算書類、現預金出納を監査しているほか、監査法人との意見交換を実施している。2024（令和6）年度の監査結果、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められた。

会計監査人による監査は、各種計算書類の監査に加え、理事長へのヒアリング、監事との意見交換、内部監査室へのヒアリングも実施している。いわゆる三様監査が適切に機能しており、本学のコンプライアンスや内部統制については問題ない。

- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

- ・点検・評価活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項については、本学の自己点検・評価の際に行うこととする。なお、本学の喫緊の課題となっている収容定員充足と退学率減少については、定例理事会や教授会で常時報告を行っており、現状や課題について適切に把握している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学の運営管理に関する事項については、学長を議長とした、運営会議で協議を行うことで、各委員会や事務局において、大学の運営方針を踏まえた教育研究活動を実践できている。

一方で、学生からの意見へ対応するため、授業評価アンケートだけではなく、学生生活アンケートや意見交換の場を設けるなど、より学生本位の大学運営に努める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、大学の目的や学部・学科の教育目的の実現に向けて、理事長・学長のリーダーシップのもと、全学一体となった大学運営を実施している。さらに、大学運営を支える事務組織が整備され、各部署が教員と連携を図りながら、業務を遂行している。

一方で、「学校法人ミスパリ学園中期計画」を基に、「ビューティ&ウェルネス専門職大学中期計画」が策定されておらず、教職員に大学運営の基本方針が周知されていないことは改善する必要がある。

終章

本報告書の作成にあたっては、大学基準協会の示す10の大学基準（財務を除く）に沿って点検・評価を行った、

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である「自己点検・評価委員会」が、全学的な観点から点検・評価を行い、大学の「運営会議」が改善指示を行うこととする。また、自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するため、学外有識者による外部評価を実施することとする。

今後、「学校法人ミスパリ学園中期計画」を基に、「ビューティ&ウェルネス専門職大学中期計画」を策定し、この実現のために全学一体となって内部質保証活動を行うという理念を共有していくことが必要である。本学としては、更なる教育研究の質向上を目指すべく、2026（令和8）年度にはビューティ&ウェルネス学部に美容師養成施設である「ビューティサイエンス学科」の新設、将来的には大学院の設置を予定している。これらの新たな取り組みについても、今回の自己点検・評価を踏まえて、本学自身で恒常的に自己点検・評価活動を推進するとともに、教育研究の質向上に努め、学生本位の教育に向けて一層の改善に取り組む所存である。